

日本の共済事業 ファクトブック2017

CONTENTS

も く じ

日本の共済事業 ファクトブック 2017

I 日本の共済事業

1. 協同組合と共済事業	
(1) 協同組合とは	2
(2) 共済とは	2
2. 日本のおもな共済団体	2
3. おもな共済種類	
(1) 火災共済	4
(2) 生命共済	4
(3) 傷害共済	5
(4) 自動車共済	5
(5) 年金共済	5
(6) おもな共済団体で実施している 共済種類一覧	6

II 共済団体の事業概況（2016年度）

1. 共済事業の概況	
(1) 会員数・組合員数	7
(2) 契約件数	7
(3) 共済金額	8
(4) 受入共済掛金	8
(5) 支払共済金	8
(6) 総資産	8
2. 共済種類別概況	
(1) 火災共済	9
(2) 生命共済	9
(3) 傷害共済	10
(4) 自動車共済	10
(5) 年金共済	11

III 日本共済協会

1. 協会の目的	12
2. 協会のあゆみ	12
3. 協会の会員団体	12
4. 協会の組織機構	13
5. 協会のおもな活動	13

IV 会員団体

1. 会員団体一覧	18
2. 会員団体の社会活動	
(1) 福祉・健康増進活動	26
(2) 交通安全・交通事故等被害者 支援活動	28
(3) 文化・スポーツ活動	30
(4) 環境保全活動	30
3. 自然災害への会員団体の取り組み	
(1) 会員団体がお支払いした 共済金等	32
(2) 会員団体の取り組み	33
4. 会員団体の国際活動	
(1) ICA	36
(2) ICMIF	36

V 資 料

1. 世界の協同組合のはじまり	38
2. 日本の共済の歴史	
(1) 産業組合の成立	38
(2) 共済事業へ	38
(3) 賀川豊彦	39
3. 主要共済団体の根拠法（抜粋）	39
4. 日本の共済事業および 日本共済協会のあゆみ	40
5. 協同組合のアイデンティティに 関するICA声明	43
6. 協同組合の10年に向けた計画 （ブループリント）	
(1) IYC	44
(2) ブループリント	44
7. ユネスコ無形文化遺産への登録	45
8. 共済に関する基本用語	45
9. 小誌の作成にご協力いただいた 共済団体一覧	47

日本の共済事業 ファクトブック2017

小誌は、日本における主要な共済団体の2016年度の事業概況と、日本共済協会とその会員団体の活動をご紹介しますために作成したものです。

共済事業をおこなう各協同組合は、自然災害や交通事故、病気や老後など様々な不安を感じている組合員の皆さまに寄り添い、「助け合い」の輪を拡げていく活動に取り組んでいます。その結果として、2016年度の実績は、組合員数7,881万人、契約件数1億4,563万件、共済金額1,042兆6,120億円、受入共済掛金8兆2,415億円、支払共済金4兆4,317億円、総資産66兆939億円となりました。

近年、第4次産業革命と称される人工知能やIoTのもたらす変革が、産業構造・企業活動のみならず、私たちの暮らし方や働き方にも大きな影響を及ぼしつつあります。進展してきたグローバル化に対して、自国の利益を優先する保護主義的な動きが台頭しつつあり、政治・経済の不透明感が高まりました。わが国においては、少子高齢化・人口減少が経済成長の足かせとなる状況の打開策は見えず、貧困・格差の問題は深刻化し、市場原理主義に偏った「規制改革」による地域社会の衰退・崩壊の懸念も解消されていません。また、2016年度においても、熊本地震や北海道・東北太平洋側への台風上陸のように、従来リスクが低いと考えられてきた地域に深刻な被害をもたらす自然災害が発生し、首都直下地震や南海トラフ地震で想定される甚大な被害への対策が引き続き求められています。

2015年9月の国連総会で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、そのなかで定められた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成の一翼を担う民間セクターの一員として、協同組合が位置づけられました。

2016年11月にはユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」を無形文化遺産に登録しました。協同組合にかかわる私たちは、協同組合の「思想と実践」を、人類の大切な財産としてさらに発展させ、次の世代に受け継いでいかなければなりません。

内外に様々な不安が高まるなか、持続可能な社会の担い手の一員として、協同組合に対する国際的な評価と期待は高まっています。

共済事業をおこなう各協同組合は、組合員の皆さまの要望に応じた保障を提供し、共済金を迅速にお支払いするなど、組合員の立場に立った事業運営をすすめることを通じて、組合員の負託に応え、社会的な役割と責任を果たしていくよう、これからも一層努力してまいります。今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

小誌が、共済と共済団体についてのご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

I 日本の共済事業

1 協同組合と共済事業

(1) 協同組合とは

協同組合は、生活の改善を願う人々が自主的に集まって自らの手で様々な事業をおこなう、営利を目的としない組織です。

協同組合に加入したい人は、それぞれの団体の条件に応じて出資金を支払い、組合員になることができます。組合員は事業を利用できるとともに、運営にも自分の意見を反映させることができます。「一人は万人のために、万人は一人のために」というスローガンに象徴されるように、人と人との協同を原点に、組合員のくらしを守り豊かにすることを目的に活動する組織が協同組合です。

協同組合の事業は、農林水産業、購買、金融、共済、雇用創出、旅行、住宅、福祉、医療など、私たちのくらしの中であらゆる分野におよんでいます。

協同組合は世界各国にあり、協同組合がその価値を実践に移すための指針を共有しています。特に協同組合が各国で拡大しつつある失業、貧困、格差等の矛盾を解決・緩和できる組織の一つとして国際的にも期待されています。

(2) 共済とは

共済は、私たちの生活を脅かす様々な危険（死亡や入院、住宅災害、交通事故など）に対して、組合員があらかじめ一定の掛金を拠出して共同の財産を準備し、不測の事故が生じた場合に共済金を支払うことによって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定をはかる助け合い（相互扶助）のしくみです。

2 日本のおもな共済団体

日本には数多くの共済団体が存在します。共済団体の設立根拠となる法令をもとに整理すると、「特別法によらない共済団体」と「特別法による共済団体^(※)」に大別することができます。

さらに、特別法によらない共済団体は、「各種協同組合法による共済団体」と「各種協同組合法以外の法による共済団体」とに分けることができます。

※「特別法による共済団体」は、一種の社会保障制度として、農業・漁業の収穫・漁獲補償をおこなっています。

根拠法によるおもな共済団体等の区分

		根拠法	根拠法の所管庁	おもな共済団体等（グリーンは日本共済協会の会員）	
		農業協同組合法	農林水産省	農業協同組合（※1）、JA 共済連	
特別法によらない共済団体	各種協同組合法による共済団体	水産業協同組合法		漁業協同組合（※2）、JF 共済連	
		消費生活協同組合法	厚生労働省	地域	コープ共済連、全国生協連、生協全共連 神奈川県民共済（※3）
				職域	大学生協共済連、防衛省生協、全国電力生協連 全国交運共済生協、JP 共済生協、電通共済生協 森林労連共済、全たばこ生協、全水道共済 自治労共済、教職員共済、全特生協組合 全国酒販生協、全国たばこ販売生協 全国町村職員生協、都市生協、警察職員生協、 全日本消防人共済会
				地域/ 職域	全労済、日本再共済連
		中小企業等協同組合法	経済産業省ほか	火災共済協同組合、日火連 自動車共済協同組合、全自共 福祉共済協同組合、中済連 トラック交通共済協同組合（※4）、交協連（※5） 全米販（※6）、日本食品衛生共済協同組合（※6）	
特別法による共済団体	上記以外	地方自治法 （相互救済事業）	総務省	（公財）都道府県会館、（公社）全国市有物件災害共済会 （一財）全国自治協会、（公社）全国公営住宅火災共済機構 （公財）特別区協議会	
		農業災害補償法	農林水産省	農業共済組合（※7）、NOSAI 全国	
		漁業災害補償法		漁業共済組合（※8）、全国漁業共済組合連合会	
		漁船損害等補償法		日本漁船保険組合	

※1、2、3、4、7、8の監督官庁は都道府県。5は国土交通省。6は農林水産省。それ以外は「根拠法の所管庁」。

3 おもな共済種類

共済には、組合員のくらしを取り巻く様々なリスクへの備えとして、生命保障分野と損害保障分野の共済があります。各共済団体は、組合員のニーズに応じ多様な共済を実施していますが、なかでも代表的な共済種類は次の5つです。

(1) 火災共済

建物や家財等が、火災や落雷、破裂・爆発などにより損害を受けた場合の保障をおこなう共済です。また、地震や風水雪害などの自然災害により損害を受けた場合の保障をおこなう共済もあります。

◆ ◆ ◆ 火災共済を実施しているおもな団体と共済名 ◆ ◆ ◆

共済実施組合	会員団体	共済名
農業協同組合	JA 共済連	火災共済、団体建物火災共済、建物更生共済
漁業協同組合	JF 共水連	火災共済、生活総合共済
生活協同組合	全労済	風水害等給付金付火災共済、自然災害共済
	大学生協共済連	火災共済
	全国生協連	火災風水害等共済
	生協全共連	火災共済
	防衛省生協	火災共済
事業協同組合	日火連	火災共済
農業共済組合	NOSAI 全国	建物火災共済、建物総合共済

※地震や風水雪害などの自然災害により損害を受けた場合の保障をおこなう共済の保障範囲は、共済ごとに異なりますので、詳細については会員団体が提供しているパンフレット、契約のしおり等の資料をご参照ください。

(2) 生命共済

人の生命・身体に関する様々なリスク（死亡や後遺障害、病気、けが、介護など）の保障をおこなう共済です。

また、老後の生活資金や子どもの教育資金を準備できる共済もあります。

◆ ◆ ◆ 生命共済を実施しているおもな団体と共済名 ◆ ◆ ◆

共済実施組合	会員団体	共済名
農業協同組合	JA 共済連	団体定期生命共済、生命総合共済（養老、終身、介護、定期生命、こども、がん、医療）
漁業協同組合	JF 共水連	乗組員厚生共済、普通厚生共済（終身、養老、こども、特別、医療）、団体信用厚生共済
生活協同組合	全労済	団体定期生命共済、個人定期生命共済、こども定期生命共済、熟年定期生命共済、個人長期生命共済、終身生命共済
	コープ共済連	生命共済・住宅災害共済、こども共済、定期生命共済、終身共済（生命、医療）
	大学生協共済連	生命共済
	全国生協連	生命共済（生命、子供、熟年）
	防衛省生協	生命共済、長期生命共済
	神奈川県民共済	生命・こども共済
事業協同組合	日火連	生命傷害共済、医療総合保障共済
	中済連	生命医療共済

(3) 傷害共済

様々な事故による死亡やけがなどの保障をおこなう共済です。

◆ ◆ ◆ 傷害共済を実施しているおもな団体と共済名 ◆ ◆ ◆

共済実施組合	会員団体	共済名
農業協同組合	JA 共済連	傷害共済
生活協同組合	全労済	交通災害共済、傷害共済
	全国生協連	傷害共済
	神奈川県民共済	傷害共済・交通事故共済
事業協同組合	日火連	生命傷害共済、自動車事故費用共済、傷害総合保障共済

(4) 自動車共済

自動車事故による相手方への賠償、加入者ご自身やご家族の搭乗中の傷害、ご自身の車の損害などの保障をおこなう共済です。

また、自動車損害賠償責任（自賠責）共済を実施している団体もあります。

◆ ◆ ◆ 自動車共済を実施しているおもな団体と共済名 ◆ ◆ ◆

共済実施組合	会員団体	共済名
農業協同組合	JA 共済連	自動車共済、自賠責共済
生活協同組合	全労済	自動車総合補償共済、自賠責共済
事業協同組合	日火連	自動車共済
	交協連	自動車共済、自賠責共済
	全自共	自動車共済、自賠責共済

(5) 年金共済

老後の生活安定のために資金を積み立て、一定の年齢から年金方式で共済金を受け取れる共済です。

◆ ◆ ◆ 年金共済を実施しているおもな団体と共済名 ◆ ◆ ◆

共済実施組合	会員団体	共済名
農業協同組合	JA 共済連	生命総合共済（予定利率変動型年金）、退職年金共済、国民年金基金共済（みどり年金）、確定拠出年金共済
漁業協同組合	JF 共水連	漁業者老齢福祉共済、漁業者国民年金基金共済（なぎさ年金）
生活協同組合	全労済	個人年金共済、新団体年金共済

(6) おもな共済団体で取り扱っている共済種類一覧

共済実施組合	会員団体	火 災	生 命	傷 害	自動車	年 金	その他
農業協同組合	JA 共済連	○	○	○	○	○	○
漁業協同組合	JF 共済連	○	○			○	
生活協同組合	全労済	○	○	○	○	○	○
	コープ共済連	○※1	○				
	大学生協共済連	○	○				
	全国生協連	○	○	○			
	生協全共連	○	○※2	○※2			
	防衛省生協	○	○				
	神奈川県民共済		○	○			○
事業協同組合	日火連	○	○	○	○		○
	交協連				○		
	全自共				○		
	中済連		○				
農業共済組合	NOSAI 全国	○					○

※1：全労済の共済事業規約にもとづく共済です。

※2：一部の会員組合で実施しています。

その他の共済種類について

JA 共済連の「財産形成貯蓄共済」「賠償責任共済」「ボランティア活動共済」、全労済の「慶弔共済」「個人賠償責任共済」、神奈川県民共済の「賠償共済」、日火連の「労働災害補償共済」「所得補償共済」「休業補償共済」「中小企業者総合賠償責任共済」「休業対応応援共済」、NOSAI 全国の「農作物共済」「家畜共済」「果樹共済」「畑作物共済」「園芸施設共済」「農機具損害共済」「農機具更新共済」などです。

Ⅱ 共済団体の事業概況(2016年度)

2016年度のおもな共済団体の事業概況は、次のとおりです。この事業概況は、日本共済協会が発行している「2018年版共済年鑑」(2016年度事業概況)のデータをもとに作成しています。

なお、2015年度以前の数値に誤り等があった場合は、修正し掲載しています。

1 共済事業の概況

	2015年度	2016年度	前年度比
会 員 数 (団 体)	6,464	6,448	99.8%
組 合 員 数 (万 人)	7,782	7,881	101.3%
契 約 件 数 (万 件)	14,593	14,563	99.8%
共済金額〈契約金額〉(億円)	10,538,522	10,426,120	98.9%
受入共済掛金(億 円)	82,574	82,415	99.8%
支払共済金(億 円)	44,123	44,317	100.4%
総 資 産 (億 円)	639,397	660,939	103.4%

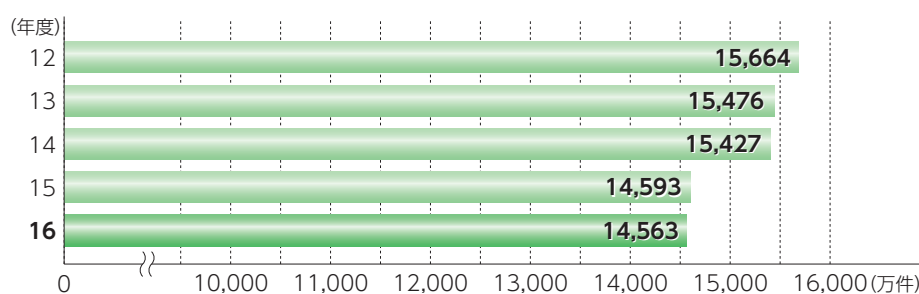
(1) 会員数・組合員数

前年度(2015年度)と比較して、会員数は0.2%(16会員)減少し、6,448会員となり、組合員数は1.3%(99万人)増加し、7,881万人となりました。

(2) 契約件数………1億4,563万件

前年度(2015年度)と比較して、契約件数は0.2%(29万件)減少し、1億4,563万件となりました。

● 契約件数の推移

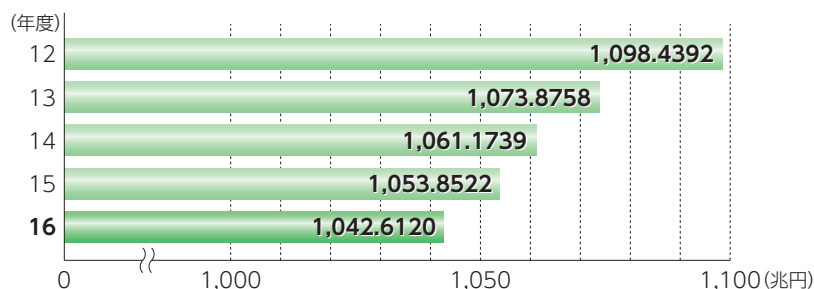


※2015年度の減少のおもな要因は、一会員団体における共済種類の統合に伴うものです。

(3) 共済金額……………1,042兆6,120億円

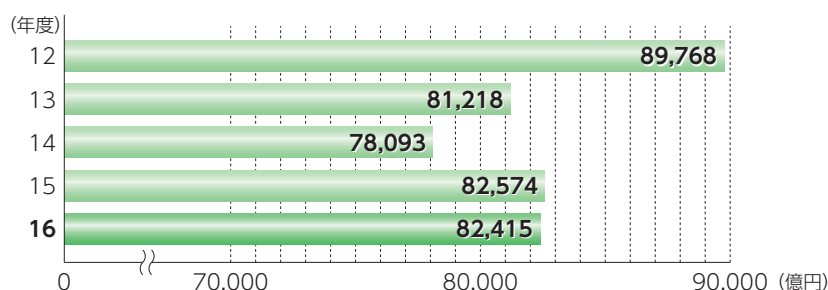
前年度（2015年度）と比較して、共済金額（自動車共済・自賠責共済等を含まない）は1.1%（11兆2,402億円）減少し、1,042兆6,120億円となりました。

●共済金額の推移

**(4) 受入共済掛金……………8兆2,415億円**

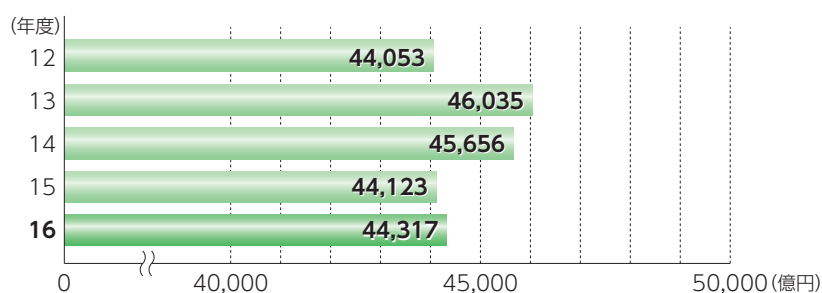
前年度（2015年度）と比較して、受入共済掛金は0.2%（159億円）減少し、8兆2,415億円となりました。

●受入共済掛金の推移

**(5) 支払共済金……………4兆4,317億円**

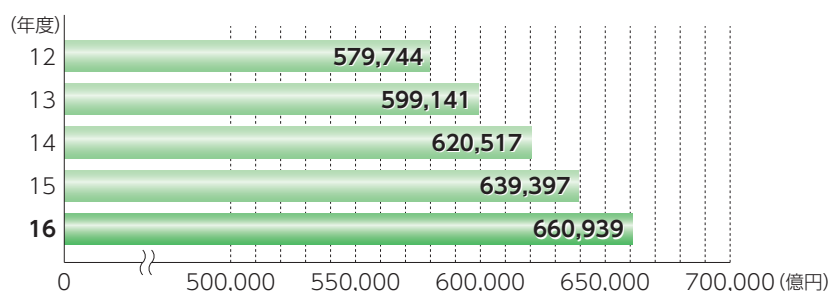
前年度（2015年度）と比較して、支払共済金は0.4%（194億円）増加し、4兆4,317億円となりました。

●支払共済金の推移

**(6) 総資産……………66兆939億円**

前年度（2015年度）と比較して、総資産は3.4%（2兆1,542億円）増加し、66兆939億円となりました。

●総資産の推移



2 共済種類別概況

(1) 火災共済

前年度(2015年度)と比較して、契約件数は0.5%(14万件)減少し3,050万件、共済金額は0.3%(1兆7,105億円)増加し580兆6,013億円、受入共済掛金は8.5%(2,413億円)増加し3兆692億円、支払共済金は22.9%(2,277億円)増加し1兆2,219億円となりました。

◆ ◆ ◆ 共済種類別実績推移表(火災共済) ◆ ◆ ◆

年度	契約件数 (万件)	前年度比 (%)	共済金額 (億円)	前年度比 (%)	受入 共済掛金 (億円)	前年度比 (%)	支払 共済金 (億円)	前年度比 (%)
2012	3,230	98.6	5,816,813	99.4	18,149	99.0	10,826	53.0
2013	3,121	96.6	5,766,528	99.1	20,665	113.9	10,646	98.3
2014	3,089	99.0	5,759,338	99.9	25,634	124.0	11,094	104.2
2015	3,065	99.2	5,788,908	100.5	28,279	110.3	9,942	89.6
2016	3,050	99.5	5,806,013	100.3	30,692	108.5	12,219	122.9

(2) 生命共済

前年度(2015年度)と比較して、契約件数は0.5%(28万件)増加し6,187万件、共済金額は3.2%(11兆7,633億円)減少し358兆3,983億円、受入共済掛金は6.8%(2,795億円)減少し3兆8,174億円、支払共済金は8.7%(1,891億円)減少し1兆9,873億円となりました。

◆ ◆ ◆ 共済種類別実績推移表(生命共済) ◆ ◆ ◆

年度	契約件数 (万件)	前年度比 (%)	共済金額 (億円)	前年度比 (%)	受入 共済掛金 (億円)	前年度比 (%)	支払 共済金 (億円)	前年度比 (%)
2012	6,120	102.0	3,881,020	97.5	58,824	117.3	20,627	95.5
2013	6,055	98.9	3,659,006	94.3	47,159	80.2	22,818	110.6
2014	6,098	100.7	3,538,647	96.7	39,050	82.8	21,971	96.3
2015	6,158	101.0	3,701,616	104.6	40,970	104.9	21,764	99.1
2016	6,187	100.5	3,583,983	96.8	38,174	93.2	19,873	91.3

(3) 傷害共済

前年度（2015年度）と比較して、契約件数は1.1%（28万件）減少し2,499万件、共済金額は3.4%（2兆5,337億円）減少し71兆4,964億円、受入共済掛金は2.2%（15億円）減少し665億円、支払共済金は2.5%（11億円）減少し423億円となりました。

◆ ◆ ◆ 共済種類別実績推移表（傷害共済） ◆ ◆ ◆

年度	契約件数 (万件)	前年度比 (%)	共済金額 (億円)	前年度比 (%)	受入 共済掛金 (億円)	前年度比 (%)	支払 共済金 (億円)	前年度比 (%)
2012	3,390	99.4	1,028,837	100.2	646	98.4	444	93.3
2013	3,418	100.8	1,041,122	101.2	757	117.2	485	109.1
2014	3,387	99.1	1,033,139	99.2	743	98.2	483	99.6
2015	2,528	74.6	740,301	71.7	681	91.6	435	90.0
2016	2,499	98.9	714,964	96.6	665	97.8	423	97.5

(4) 自動車共済

前年度（2015年度）と比較して、契約件数は0.9%（15万件）減少し1,656万件、受入共済掛金は0.3%（16億円）増加し6,299億円、支払共済金は3.6%（126億円）減少し3,420億円となりました。

◆ ◆ ◆ 共済種類別実績推移表（自動車共済） ◆ ◆ ◆

年度	契約件数 (万件)	前年度比 (%)	受入 共済掛金 (億円)	前年度比 (%)	支払 共済金 (億円)	前年度比 (%)
2012	1,707	100.0	5,926	105.2	3,797	101.7
2013	1,682	98.5	6,239	105.3	3,712	97.8
2014	1,666	99.0	6,286	100.7	3,669	98.8
2015	1,671	100.3	6,283	100.0	3,546	96.7
2016	1,656	99.1	6,299	100.3	3,420	96.4

(5) 年金共済

前年度(2015年度)と比較して、契約件数は0.6%(3万件)増加し474万件、受入共済掛金は4.0%(241億円)増加し6,223億円、支払共済金は0.5%(43億円)減少し8,168億円となりました。

◆ ◆ ◆ 共済種類別実績推移表(年金共済) ◆ ◆ ◆

年度	契約件数 (万件)	受入		支払	
		前年度比 (%)	共済掛金 (億円)	前年度比 (%)	共済金 (億円)
2012	469	99.8	5,852	88.6	8,133
2013	469	100.0	6,030	103.0	8,149
2014	468	99.8	6,018	99.8	8,231
2015	471	100.5	5,983	99.4	8,211
2016	474	100.6	6,223	104.0	8,168

Ⅲ 日本共済協会

1 協会の目的

日本共済協会は、協同組合がおこなう共済事業の健全な発展を図り、もって地域社会における農林漁業者、勤労者、中小企業者などの生活安定および福祉の向上に貢献することを目的としています。

2 協会のあゆみ

戦後、数多くの共済団体が生まれ、発展してきました。共済は着実に助け合いの輪を広げ、数多くの組合員の生活を支える存在として、社会的に認知・注目される存在になりました。

こうしたなかで、事業の理念や基盤を同じくする協同組合共済同士の連携や交流を深めるとともに、共通する課題に対応するための意思結集をおこなう場が求められるようになりました。

こうした状況を踏まえ、1992年4月、協同組合共済団体間の連携と協調を促進する場として、社団法人日本共済協会が7つの共済団体の結集のもと発足しました。

発足後、日本共済協会は、共済団体間の交流、会員団体共通の課題に対応するための調査・研究活動、研修事業、出版事業、講演会・セミナーの開催、共済理論研究会の運営などの活動をすすめてきました。

1994年には、国際協同組合保険連合（ICMIF）のオブザーバー会員となり海外の共済団体などとの連携をすすめるとともに、国内の主要な共済団体に呼びかけ、会員の拡大を図りました。

また2003年には、共済契約者等の苦情・紛争解決支援のための中立・公正な第三者機関として共済相談所を開設し、2010年にはADR促進法にもとづく法務大臣認証機関となりました。

2011年には、事業環境の変化や法令等の改正に適切に対応するため、「日本共済協会のあり方」が取りまとめられ、日本共済協会は「協同組合共済の連携強化を図っていく組織」として位置付けられ、事業活動の重点を「会員のための共益活動におきつつ、必要に応じて共済事業の社会的理解を促進する公益活動をおこなう」とこととしました。

2013年4月には公益法人制度改革への対応として一般社団法人へ移行しました。

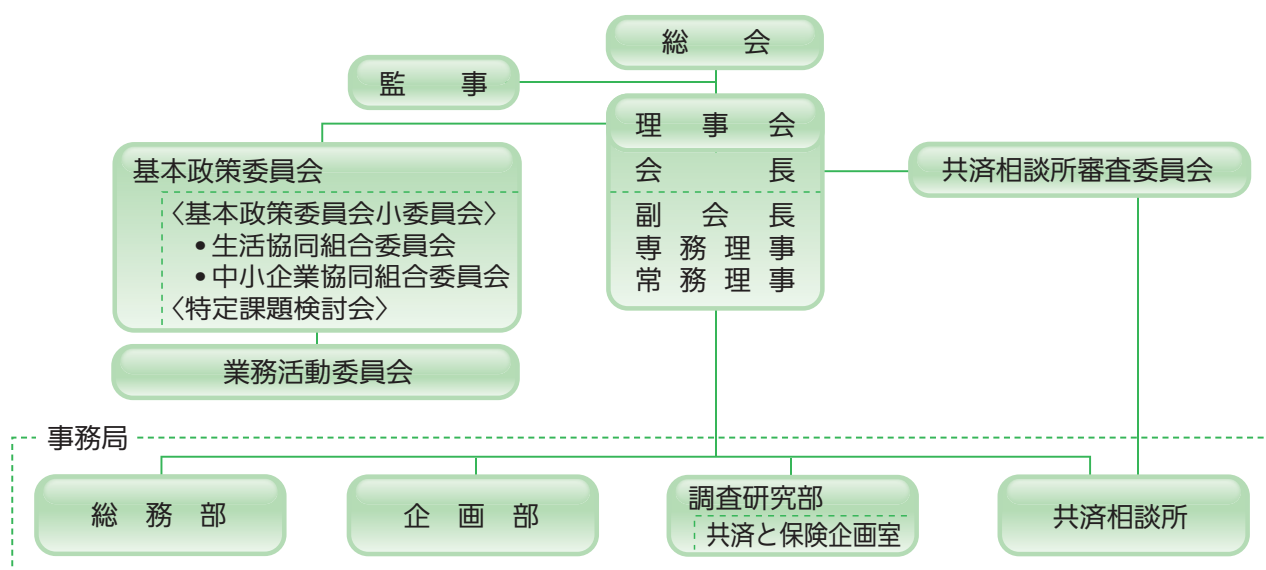
2014年には、海外の協同組合との連携をすすめるために国際協同組合同盟（ICA）の准会員となりました。

3 協会の会員団体

現在、会員団体は正会員13団体、第Ⅰ種賛助会員1団体、第Ⅱ種賛助会員3団体となっています。

	団 体 名	
正会員	JA共済連（全国共済農業協同組合連合会）	生協全共連（全国共済生活協同組合連合会）
	JF共水連（全国共済水産業協同組合連合会）	日火連（全日本火災共済協同組合連合会）
	全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）	交協連（全国トラック交通共済協同組合連合会）
	日本再共済連（日本再共済生活協同組合連合会）	全自共（全国自動車共済協同組合連合会）
	コープ共済連（日本コープ共済生活協同組合連合会）	全労済協会（一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会）
	大学生協共済連（全国大学生協共済生活協同組合連合会）	共栄火災（共栄火災海上保険株式会社）
	全国生協連（全国生活協同組合連合会）	
第Ⅰ種賛助会員	NOSAI全国（公益社団法人 全国農業共済協会）	
第Ⅱ種賛助会員	防衛省生協（防衛省職員生活協同組合）	中済連（中小企業福祉共済協同組合連合会）
	神奈川県民共済（神奈川県民共済生活協同組合）	

4 協会の組織機構



5 協会のおもな活動

1 調査・研究活動

- ・法改正など、会員団体共通の課題に対応するための調査・研究、意見表明
- ・協同組合・共済の研究者・実務者による共済理論研究（「共済理論研究会」など）
- ・共済・保険業界の動向の把握と情報交換

2 教育・研修活動

- ・会員団体等の共済団体役職員のスキル向上と情報提供のための研修会の開催
- ・会員団体がおこなう研修会等への支援

3 広報・出版活動

- ・月刊誌「共済と保険」や別冊「共済年鑑」等の発行
- ・「日本の共済事業 ファクトブック」の発行
- ・協同組合・共済事業についての認知度向上を図るとともに、様々な社会問題を考えていくことを目的とした「日本共済協会セミナー」の開催

4 連携促進活動

- ・会員団体間の協力と連携の促進
- ・共済関連団体等との連携

5 国際活動

- ・国際協同組合同盟（ICA）や国際協同組合保険連合（ICMIF）など海外の協同組合・共済団体等との連携
- ・海外の共済・保険をとりまく環境変化などについての調査・研究
- ・海外への情報発信

6 相談活動

- ・会員団体の共済事業に関する相談・苦情への電話による対応業務
- ・「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を受けた「共済相談所」における紛争解決支援業務





活動内容を紹介いたします

「日本共済協会セミナー」の開催

日本共済協会では、協同組合・共済事業についての認知度向上を図るとともに、様々な社会問題を考えていくことを目的として、毎年、「日本共済協会セミナー」を開催しています。

テーマを「協同組合」「共済事業」に限定せず、会員団体をはじめ、関係団体、組合員、一般消費者等に広く参加を呼びかけて開催しています。

2016年度は、茨城大学学長の三村信男氏を講師に招き、「気候変動の社会的リスクー最新の研究から見る温暖化の影響と対策ー」をテーマに開催しました。



2016年度 日本共済協会セミナー

「業務研究会」の開催

業務研究会は、共済事業の運営に資することを目的として、会員団体の関心が高く、共済事業に影響を与える可能性のある国内外の課題をとりあげ、会員団体の役職員を対象に開催しています。

2016年度は、「都市における水害の被害想定と対策」「国際金融規制の潮流と国際保険資本規制」「自動運転によるモビリティ社会の変革～自動運転がもたらす未来の交通～」「モビリティ社会の変革がもたらす共済・保険市場への影響」「行政の変化と保険会社におけるERM経営の進捗」「IFRS第17号（保険契約）の最新動向」「世界の協同組合保険事情とICMIFの対応」をテーマに7回開催しました。

「共済理論研究会」の開催

共済理論研究会は、「共済団体連絡協議会」（JA共済連・全労済・JF共水連・共済保険研究会の4団体）の活動の一環として1989年に発足し、5名の専門研究者と共済団体連絡協議会の関係者が「共済の本質」を研究・討議していました。

その後、1992年の日本共済協会の発足時には、協会から付託された「共済事業にかかわる基礎的な理論、法制のあり方等の研究」をおこなう研究会となりました。これ以降、研究を積み重ね、協同組合共済の役割を明確にするなど、共済に関する理論・法制等の研究の強化・向上に大きな役割を果たしてきました。

現在、共済理論研究会は、幅広い分野の研究者に会員団体委員を加え、環境変化に対応して、より実践的な課題をテーマとして研究を深化させています。

2016年度は2年間の継続研究の2年目として、「共済事業における内部統制のあり方」および「組合員の参加・参画意識の向上（高齢化対策を含む）」をテーマに4回開催しました。

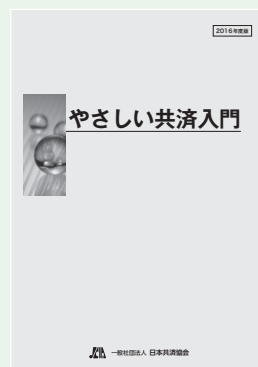
災害時共済契約照会制度

日本共済協会は、災害救助法が適用された地域で、家屋等の流出・焼失等または契約者の死亡・行方不明等により、共済団体（JA共済連、全労済、コープ共済連、都道府県民共済）との共済契約に関する手掛かりを失った被災者等からの共済契約の有無のご照会に応じる制度（災害時共済契約照会制度）を、2015年9月1日より実施しています。

「やさしい共済入門」の発行

協同組合・共済事業に関する全般的かつ今日的な基礎知識をわかりやすく整理した学習資料として、「やさしい共済入門」（農業協同組合法版、水産業協同組合法版、消費生活協同組合法版、中小企業等協同組合法版の4種類）を発行しています。

共済・協同組合ならびにこれらに関連する法律の基礎知識に加え、共済と保険との違いにも触れ、新任職員の知識習得だけでなく、中堅職員の知識の再整理にも活用いただける内容です。



やさしい共済入門

月刊誌「共済と保険」の発行

月刊誌「共済と保険」は、1959年6月の創刊の共済、保険、協同組合に関する総合研究誌で、共済の実務に関する知識、共済・協同組合に関する研究成果、共済・保険業界の動向など、共済・協同組合に携わるみなさまに役立つ最新の情報を毎月お届けしています。

また、おもな共済団体等の協力を得て作成した「共済年鑑」を「共済と保険」誌の別冊として作成しています。



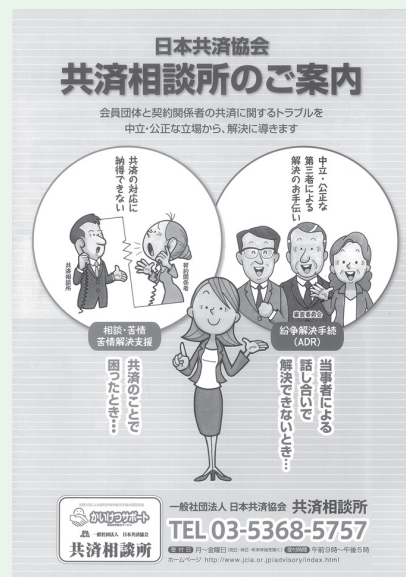
共済と保険、共済年鑑

共済相談所の活動

日本共済協会は、2003年7月、司法制度改革や消費者保護の社会的な要請の高まり等を受け、共済契約者等の苦情・紛争解決支援をおこなう中立・公正な第三者機関として「共済相談所」を設立しました。

その後、2010年1月に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しました。

共済相談所では、会員団体の共済事業に関する相談・苦情への電話対応業務ならびにADR認証機関として弁護士等により構成された審査委員会による紛争解決支援業務(ADR)を実施しています。



共済相談所のご案内

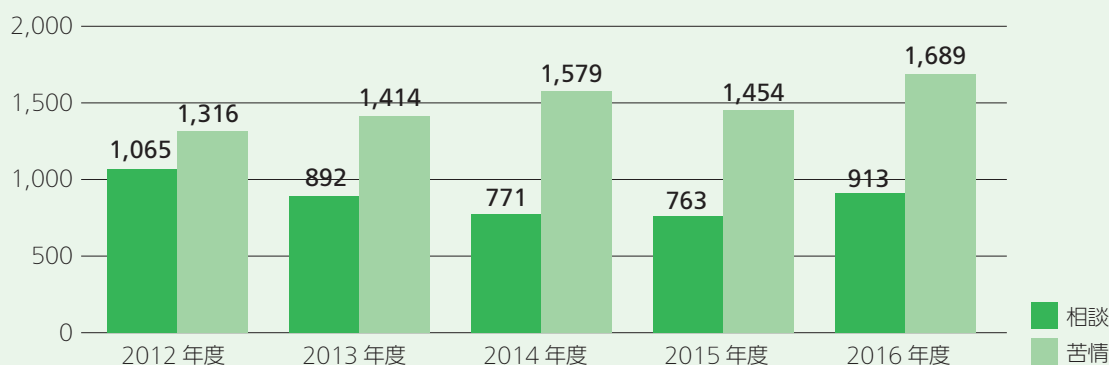
1. 相談・苦情の状況

(1) 受付の状況

2016年度の相談・苦情件数は2,602件(前年度2,217件、前年度比117.4%)となり、前年度より増加しました。

内訳は、相談件数が913件(前年度763件、前年度比119.7%)、苦情件数は1,689件(前年度1,454件、前年度比116.2%)となっており、前年度と比べて、相談件数は150件増加し、苦情件数は235件増加しました。

■相談・苦情件数の推移



(2) 共済相談所における対応状況

2016年度に共済相談所に寄せられた相談・苦情2,602件のうち、1,041件(占率40.0%)については、会員団体に確認すべき事項のアドバイス等を行い、会員団体の対応窓口を紹介しました。

867件(占率33.3%)については、一般的な共済・保険のしくみや事務処理方法を説明すること等で理解が得られ、解決がはかれました。

454件(占率17.4%)については、会員団体に対して苦情解決を依頼しました。

43件(占率1.7%)については、申出者と会員団体との間での苦情解決が困難であることから、紛争解決手続きを案内しました。

■共済相談所での対応状況

対 応 結 果	相 談		苦 情		合 計	
	件 数	占 率	件 数	占 率	件 数	占 率
共済相談所で完結	416	45.6%	451	26.7%	867	33.3%
会員の対応窓口を案内	387	42.4%	654	38.7%	1,041	40.0%
会員へ苦情解決を依頼	3	0.3%	451	26.7%	454	17.4%
紛争解決手続きを案内	-	-	43	2.5%	43	1.7%
会員以外の窓口を案内※	107	11.7%	90	5.3%	197	7.6%
計	913	-	1,689	-	2,602	-

※会員以外の窓口：消費生活センター、自動車賠償に関する紛争機関等

2. 紛争解決支援の状況

共済相談所に苦情の申出があり、当該団体への苦情解決依頼にもかかわらず、当事者間で問題が解決しない場合は、中立・公正な第三者である弁護士・消費生活相談員・学識経験者で構成された審査委員会に紛争解決（裁定あるいは仲裁）を申立てることができます（ただし、紛争解決支援の利用契約を締結している共済団体（3. 共済相談所を利用できる会員団体一覧参照）の契約関係者に限ります）。

審査委員会は、裁定手続規則等に基づき適格性を審査し、不受理事項（事実認定が著しく困難な場合など）に該当しない場合は申立を受理します。

審議開始にあたり、受理案件ごとに審査委員3名による審議会を設置します。審議会では当事者双方の主張内容を審議し、裁定書または和解による紛争解決をおこないます。

■審議申立件数の推移

申立件数	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
裁 定	22	22	27	41	33
仲 裁	0	0	0	0	0
計	22	22	27	41	33

3. 共済相談所を利用できる会員団体一覧

共 済 団 体 名	共済相談所の対応内容	
	相 談 ・ 苦 情	紛争解決支援 (ADR)
JA 共済連（全国共済農業協同組合連合会）	○	○
JF 共水連（全国共済水産業協同組合連合会）	○	○
全 労 済（全国労働者共済生活協同組合連合会）	○	○
コープ共済連（日本コープ共済生活協同組合連合会）	○	○
大学生協共済連（全国大学生協共済生活協同組合連合会）	○	○
日 火 連（全日本火災共済協同組合連合会）	○	○
交 協 連（全国トラック交通共済協同組合連合会）	○	○
全 自 共（全国自動車共済協同組合連合会）	○	○
全国生協連（全国生活協同組合連合会）	○	—
生協全共連（全国共済生活協同組合連合会）	○	—

Ⅳ 会員団体

1 会員団体一覧

■正 会 員

法律により設立された共済事業をおこなう協同組合であって、全国の区域をその地区とする団体およびそれに準ずる団体

■第Ⅰ種賛助会員

法律により設立された共済事業をおこなう協同組織体であって、全国の区域をその地区とする団体

■第Ⅱ種賛助会員

法律により設立された共済事業をおこなう協同組織体

正会員

JA 共済連 全国共済農業協同組合連合会

所 在 地	〒102-8630 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル ☎03-5215-9100 (http://www.ja-kyosai.or.jp/)			
根 拠 法	農業協同組合法			
所 管	農林水産省			
設 立	・1951年（昭和26年）に全国共済農業協同組合連合会設立。 ・2000年（平成12年）に全国47都道府県に設立されていた都道府県共済農業協同組合連合会と全国共済農業協同組合連合会とが統合し、47の都道府県本部と全国本部（東京）から構成される組織となった。			
事業内容	・全国のJA（農業協同組合）とJA共済連が一体となって共済事業を運営している。 ・JA共済連では、各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどをおこなっている。			
取扱共済	・終身共済 ・一時払養老生命共済 ・引受緩和型医療共済 ・予定利率変動型年金共済 ・傷害共済 ・団体建物火災共済 ・国民年金基金共済	・一時払終身共済 ・定期生命共済 ・介護共済 ・建物更生共済 ・火災共済 ・ボランティア活動共済 ・確定拠出年金共済 ほか	・引受緩和型終身共済 ・がん共済 ・一時払介護共済 ・自動車共済 ・賠償責任共済 ・財産形成貯蓄共済	・養老生命共済 ・医療共済 ・こども共済 ・自賠償共済 ・団体定期生命共済 ・退職年金共済
特 徴	・全国のJAは、営農指導事業、販売・購買事業、信用事業等を総合的に実施しており、共済事業はそのひとつである。 ・「相互扶助（助け合い）」の事業理念にもとづき、組合員・利用者の生活全般にわたる保障（ひと・いえ・くるまの総合保障）をおこなっている。 ・JAとJA共済連が共同で共済契約を締結し、それぞれの役割を担いながら、一体的に保障を提供している。			

JF 共水連 全国共済水産業協同組合連合会

所在地	〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル ☎03-3294-9641 (http://www.kyosuiren.or.jp/)
根拠法	水産業協同組合法
所管	農林水産省
設立	・1951年(昭和26年)全国水産業協同組合共済会(全水共)が共済事業を開始。 ・2008年(平成20年)水産業協同組合法の改正により、JF(漁業協同組合)・水産加工業協同組合とJF共水連が共同で共済契約を引き受けることとなった。
事業内容	・火災共済、生活総合共済、普通厚生共済、乗組員厚生共済などの各種共済事業。
取扱共済	・チョコー(普通厚生共済) ・くらし(生活総合共済) ・ねんきん(漁業者老齢福祉共済) ・カサイ(火災共済) ・ノリコー(乗組員厚生共済) ・なぎさ年金(漁業者国民年金基金共済) ・ダンシン(団体信用厚生共済)
特徴	・JF共水連は、全国のJF・水産加工業協同組合およびこれらの連合会等を会員とし、それぞれが出資して共済事業をおこなう唯一の連合会として設立された。JF等と共同して共済契約を引き受けており、JF等とJF共水連が、それぞれの役割を持って一体的に共済事業を運営している。 ・JF共済は、JFの主要事業として、漁業者の「暮らしの保障」に万全を期すことを通じ、魅力ある漁村・地域づくりに貢献することをめざしている。

全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会

所在地	〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 ☎03-3299-0161 (http://www.zenrosai.coop/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	・1954年(昭和29年)大阪において最初の労働者共済生協を設立。以後、各都道府県に「労済」が設立された。 ・1976年(昭和51年)各都道府県労済が全国統合をおこない、全労済が設立された。
事業内容	・各種の共済事業および会員に対する指導・連絡・調整等の事業。
取扱共済	・全労済の住まいる共済(新火災共済・新自然災害共済) ・ろうきんローン専用全労済の住まいる共済 ・こくみん共済 ・新せいいめい共済 ・いきいき応援 ・ねんきん共済 ・マイカー共済 ・自賠責共済 ・交通災害共済 ・新団体年金共済 ・団体生命共済 ・新離退職者団体生命共済 ・慶弔共済 ・エコ住宅専用全労済の住まいる共済 ・新総合医療共済
特徴	・全労済は、都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協47会員、都道府県の区域を越えて設立された職域労働者の共済生協8会員、生協連合会3会員の58会員によって構成される連合会である。 ・全労済は、各都道府県の「労働者共済生協」発足時から、労働組合を中心に事業活動をおこなってきた経過があり、共済事業の主力は職域での取り組みであった。1983年(昭和58年)には、団体生命共済の仕組みを引き継いだ「こくみん共済」を実施し、職域での成果を地域につなげ、それ以降、地域の勤労者・生活者へも取り組みを広げてきた。

日本再共済連

日本再共済生活協同組合連合会

所在地	〒151-8531 東京都渋谷区代々木2-12-10 全労済会館 ☎03-3320-1711 (http://www.saikyosairen.or.jp/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	・1975年(昭和50年)国労、全通、電通、全林野、全専売の共済生協が「単産共済連合会(全国単産労働者共済生活協同組合連合会)」を組織し、自動車共済事業を開始。 ・1980年(昭和55年)全労済、自治労共済、日教済などが参加し、「自動車共済連(全国労働者自動車共済生活協同組合連合会)」を結成。 ・1987年(昭和62年)自動車共済連を改組し、「全労済再共済連(全国労働者共済生活協同組合再共済連合会)」を設立。 ・2004年(平成16年)自動車共済事業を全労済へ統合。 ・2006年(平成18年)全労済再共済連から日本再共済連へ名称変更。
事業内容	・共済事業団体の再共済センターとして再共済事業を実施。
取扱共済	・火災共済再共済 ・自然災害共済再共済 ・生命共済再共済 ・交通災害共済再共済 ・総合共済再共済 ・自動車共済再共済 ・自賠責共済再共済
特徴	・日本再共済連は、国内唯一の「再共済事業専門団体」として、再共済事業を通じて「元受会員の経営安定と事業の健全な発展」に寄与するとともに、「会員および共済協同組合の連携強化」「元受の支援機能」の役割を果たしている。

コープ共済連

日本コープ共済生活協同組合連合会

所在地	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13 コープ共済プラザ ☎03-6836-1300 (http://coopkyosai.coop/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	・1951年(昭和26年)日本生協連を設立。 ・1984年(昭和59年)元受共済事業を開始。 ・2008年(平成20年)共済事業の専業の連合会として設立。 ・2009年(平成21年)コープ共済連としての事業を開始。
事業内容	・共済事業および会員生協の指導・連絡・調整、ライフプランニング活動の推進。
取扱共済	・CO・OP共済《たすけあい》 ・CO・OP共済《あいづらす》 ・CO・OP共済《ずっとあい》 ・CO・OP生命共済《新あいあい》 ・CO・OP火災共済
特徴	・日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)は、CO・OP共済を取り扱う生協と日本生活協同組合連合会(日本生協連)が共同で設立した共済事業だけを専門におこなう生協連合会。 ・購買事業の生協運動と連動した共済の普及推進の伸びはめざましく、着実な実績拡大が見られる。生協の共済としての発展・拡大が注目されている。

大学生協共済連

全国大学生協共済生活協同組合連合会

所在地	〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館 ☎03-5307-1173 (http://kyosai.univcoop.or.jp/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	・1958年（昭和33年）大学生協の全国連合会として全国大学生協連設立。 ・1981年（昭和56年）共済事業を開始。 ・2010年（平成22年）共済事業専門の連合会として全国大学生協連より分離・設立。
事業内容	・共済事業および会員生協の指導・連絡・調整。
取扱共済	・生命共済 ・火災共済
特徴	・全国大学生協連から引き継いだ共済事業は、学生総合共済の開始から35年以上経過し、加入者は70万人である（2016年9月末）。 ・共済制度では、特約で扶養者が亡くなった場合でも学業を続けられるための保障設定や、生命共済の死亡共済金を低くおさえて、入院・通院・後遺障害共済金を充実するなど、大学生の共済らしい特徴を持っている。

全国生協連

全国生活協同組合連合会

所在地	〒336-8508 埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1 ☎048-845-2000 (http://www.kyosai-cc.or.jp/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	・1971年（昭和46年）首都圏生活協同組合連合会として設立。 ・1981年（昭和56年）名称を「全国生活協同組合連合会」に変更。 ・1982年（昭和57年）「生命共済（県民共済）事業」開始。 ・1985年（昭和60年）「新型火災共済（風水害保障付）事業」開始。
事業内容	・共済事業および会員生協に対する指導・連絡・調整。
取扱共済	・生命共済「こども型」、「総合保障型」、「入院保障型」、「熟年型」、「熟年入院型」 ・火災共済「新型火災共済」
特徴	・1973年に埼玉で誕生した「県民共済」制度を全国展開。現在39の都道府県で実施し、加入者数2,103万人である（2017年3月末）。

生協全共連

全国共済生活協同組合連合会

所在地	〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原3-4-30 ニッセイ新大阪ビル14階 ☎06-6350-0033 (http://www.zenkyoren.or.jp/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	・1956年（昭和31年）設立。
事業内容	・火災共済事業および火災共済・交通災害共済にかかる再共済事業。
取扱共済	・火災共済 ・火災再共済 ・交通再共済
特徴	・地域住民に密着した共済事業をおこなっている団体が、全国的に連携し、共済事業の発展充実をめざしている。

日火連 全日本火災共済協同組合連合会

所在地	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-11-2 日本橋中央ビル ☎03-3667-5111 (http://www.nikkaren.or.jp/)		
根拠法	中小企業等協同組合法		
所管	経済産業省		
設立	・1960年（昭和35年）設立。 ・2014年（平成26年）全国中小企業共済協同組合連合会を吸収合併。		
事業内容	・会員と連帯しておこなう火災共済契約にかかる共済責任の負担。 ・会員が共済事業をおこなうことによって負う共済責任の再共済。 ・会員の組合員のためにする元受共済。		
取扱共済	・火災共済 ・自動車共済 ・労働災害補償共済 ・医療総合保障共済 ・傷害総合保障共済 ・生命傷害共済 ・自動車事故費用共済 ・休業補償共済 ・所得補償共済 ・中小企業者総合賠償責任共済 ・休業対応応援共済		
特徴	・中小企業者が、火災などの不慮の災害に対する自衛措置として、互いに協力し合い、組織の力をもって解決をはかろうという、中小企業者の要望にもとづいて結成された共済協同組合の一つ。 ・募集活動は、協同組合、商工会、商工会議所、商工組合等の中小企業団体と代理所委託契約を結び、その組織を通じて組織的募集活動をおこなっている。		

交協連 全国トラック交通共済協同組合連合会

所在地	〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8 東京都トラック総合会館 ☎03-3341-6271 (http://www.kokyoren.or.jp/)		
根拠法	中小企業等協同組合法		
所管	国土交通省		
設立	・1972年（昭和47年）設立。		
事業内容	・再共済事業および会員組合に対する指導・調整・連絡、会員および組合員が従業員の労働災害に起因して被る損害の共済事業等。		
取扱共済	・対人共済 ・対物共済 ・車両共済 ・搭乗者共済 ・労働災害共済 ・自賠償共済		
特徴	・トラック運送事業は、陸上輸送の主力として戦後の経済発展に大きく貢献してきた。しかし、交通事故の多発現象が社会問題化し、1960年（昭和35年）頃よりダンプカーなどが「走る凶器」として指弾され始め、損保業界においてはトラック全般にわたって保険料の割増や、契約拒否の例まで見るに至った。 ・1970年（昭和45年）以降、各地にトラック交通共済協同組合が設立され、交通事故に対処するための共済事業が広がった。交協連は、トラック輸送業界の共済として、その特色がある。 ・共済事業とともに、交通事故防止の取り組みも積極的に展開しており、安全運転講習会の開催は年間約2,500回に達している。		

全自共

全国自動車共済協同組合連合会

所在地	〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町14 市ヶ谷中央ビル ☎03-3267-1911 (http://www.zenjikyoo.or.jp/)
根拠法	中小企業等協同組合法
所管	経済産業省
設立	・1975年（昭和50年）設立。
事業内容	・会員組合のおこなう自動車共済および自賠責共済の再共済事業。会員組合に対する指導・連絡・調整。会員組合に対する事業資金の貸付および会員組合のためにする資金の借入等。自動車共済共同元受事業。
取扱共済	・自動車共済 ・自賠責共済
特徴	・相互扶助の精神にもとづいて、中小企業者などが、その保有する自動車の所有、使用または管理に起因して発生する事故に対する経済的損失を補てんすることを目的として、会員組合による自動車共済事業がおこなわれています。全自共は、これらの会員組合がおこなう事業によって負う共済責任の分散と、共済金払いの万全を期すため、再共済事業をおこなっています。

全労済協会

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

所在地	〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階 ☎03-5333-5126 (http://www.zenrosaikyokai.or.jp/)
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
所管	内閣府
設立	・1982年（昭和57年）（財）全国勤労者福祉振興協会設立、1989年（平成元年）（財）全国労働者福祉・共済協会設立、2004年（平成16年）統合し、「（財）全国勤労者福祉・共済振興協会」となる。 ・2013年（平成25年）一般財団法人へ移行。
事業内容	・勤労者福祉の向上と発展に寄与する「シンクタンク事業」と「相互扶助事業」をおこなう、一般財団法人である。
取扱保険	・自治体提携慶弔共済保険 ・法人火災共済保険 ・法人自動車共済保険 ・損害保険代理店業（火災保険・自動車保険）
特徴	・上記取扱保険のうち、自治体提携慶弔共済保険、法人火災共済保険、法人自動車共済保険は、保険業法による「認可特定保険業」として実施している。 ・認可特定保険業の補完事業として、認可特定保険業にて契約者となることができる団体に向けた、火災保険、自動車保険の損害保険代理店業（引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社）を2014年7月1日より実施している。 ・全労済、日本再共済連と共に、全労済基本三法人を構成している。

共栄火災 共栄火災海上保険株式会社

所在地	〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 ☎03-3504-0131 (http://www.kyoeikasai.co.jp/)
根拠法	保険業法
所管	金融庁
設立	・1942年（昭和17年）農林水産業協同組合、信用金庫・信用組合、生活協同組合をはじめとする各種協同組合・協同組織の前身である産業組合により設立。 ・2003年（平成15年）相互会社から株式会社へ組織変更。協同組合・協同組織諸団体より出資を受け、名実ともに「協同組合・協同組織を基盤とする保険会社」としての位置付けを確固たるものとした。
事業内容	・「共存同栄」「相互扶助」の精神にもとづき、各種協同組合との強固な関係を事業基盤として損害保険事業をおこなっている。
取扱保険	【一般の保険】 ・火災保険（地震保険） ・自動車保険 ・自賠責保険 ・傷害保険 ・医療・がん保険 ・賠償責任保険 ・動産総合保険 ・労災総合保険 ・船舶・貨物保険 ほか 【積立型の保険】 ・建物更新総合保険 ・積立傷害保険 ・年金払積立傷害保険 ほか
特徴	・各種協同組合・協同組織を事業基盤とした特色ある事業運営を展開している。日本で初の積立型火災保険やホールインワン保険を開発するなど商品開発力に定評。

第I種賛助会員

NOSAI全国 公益社団法人 全国農業共済協会

所在地	〒102-8411 東京都千代田区一番町19 ☎03-3263-6411 (http://www.nosai.or.jp/)
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
所管	内閣府
設立	・1940年（昭和15年）農業保険協会を設立。 ・1948年（昭和23年）農業共済保険協会を設立。 ・1949年（昭和24年）名称を「社団法人全国農業共済協会」に変更。 ・2013年（平成25年）「公益社団法人全国農業共済協会」に移行。
事業内容	・農業共済制度に係る調査研究、その他農業の振興と農業経営の安定のための調査研究および農家や一般国民への普及啓蒙をおこなう事業など。
取扱共済	・NOSAI事業は、市町村段階にある農業共済組合、都道府県段階にある農業共済組合連合会等によって組織運営され、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済、建物共済、農機具共済の事業を実施。
特徴	・農業災害補償制度（NOSAI制度）は、農業者が自然災害等不慮の事故によって受ける損失を補てんし、農業経営の安定を図ることを目的に1947年（昭和22年）に発足。 ・NOSAI事業は、市町村段階にある農業共済組合、都道府県段階にある農業共済組合連合会等によって組織運営され、建物共済および農機具共済を除いて国に再保険をおこなっている。 ・NOSAI全国は、各都道府県農業共済組合連合会（特定組合を含む）を会員とする団体の中央機関。

第Ⅱ種賛助会員

防衛省生協

防衛省職員生活協同組合

所在地	〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル2階 ☎03-3514-2241 (http://www.bouseikyo.jp/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	厚生労働省
設立	・1963年（昭和38年）設立。
事業内容	・各種共済事業
取扱共済	・火災共済 ・生命共済 ・長期生命共済
特徴	・防衛省生協は、防衛省設置法第2章に規定される防衛省、国家公務員共済組合法第3条に規定される防衛省共済組合、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法に定められた独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構および防衛省職員生活協同組合を職域とする生協である。 ・防衛省・自衛隊の機関・部隊は全国に展開しており、東京の本部を核として各地に担当職員等を配置して事業を運営している。

神奈川県民共済

神奈川県民共済生活協同組合

所在地	〒231-8418 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 ☎045-201-0816 (http://www.kenminkyosai.or.jp/)
根拠法	消費生活協同組合法
所管	神奈川県
設立	・1966年（昭和41年）神奈川県民のために任意団体を設立し「総合生命共済」を実施。 ・1973年（昭和48年）神奈川県民共済生活協同組合としての認可を得て「県民共済」として神奈川県に誕生。
事業内容	・共済事業
取扱共済	・生命・こども共済 ・交通事故共済 ・傷害共済 ・賠償共済
特徴	・神奈川県で生命共済を中心に共済事業を展開する専門組合。また、組合員向けの教育事業として“いきいき 健康”“いきいき 生活”“子育て支援”などのイベントを実施している。

中済連

中小企業福祉共済協同組合連合会

所在地	〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-5 日本橋アルガビル ☎03-3275-1121
根拠法	中小企業等協同組合法
所管	経済産業省
設立	・2012年（平成24年）設立。
事業内容	・会員組合がおこなう共済事業に係る共済責任の再共済事業。 ・会員組合と連帯して共済責任を負う共済契約に係る共同共済事業。 ・その他会員組合のための各種支援事業。
取扱共済	・生命傷害共済等の再共済 ・生命医療共済
特徴	・公益法人制度改革関連法の施行を受け、中小事業者に対する共済事業を運営してきた公益法人が新設した共済事業協同組合を母体に、2012年1月に設立された連合会組織であり、再共済事業および会員組合との共同共済事業に加え会員組合への各種支援事業を併せておこなっている。

2 会員団体の社会活動

各会員団体では、「人と人との結びつき」を大切にする共済の趣旨にそって、福祉、健康の増進、事故防止など組合員へのサービスや啓発活動に取り組み、さらには、「住みよい社会の実現」をめざして豊かな環境や文化の発展に寄与する諸活動をおこなっています。

(1) 福祉・健康増進活動

■レインボー体操

レインボー体操は、JA共済が独自に開発した健康体操です。心臓に負担を掛けないやさしい動きで、立っても、座っても、寝てもでき、体力に自信のない方、お年を召した方にも安全におこなっていただけます。色々な音楽に合わせて楽しく体を動かしながら、病気予防・健康づくりができます。



レインボー体操のDVD

■笑い与健康教室

JA共済では、「笑い」が心や体によいということが医学的にも証明されつつあり、最近では病気の予防や治療においても注目されていることを受け、健康増進活動のひとつとして「笑い与健康」の関係に着目したプログラムを開発し、「笑い」の効果とその仕組みについて学び、実際に体験する「笑い与健康教室」を実施しています。



参加者に配布するテキスト

■AED設置費用の助成

JF共済連では、乗組員厚生共済の加入者（契約漁船）に対し、AED設置の費用を助成しており、漁船等での万一の事態に備えた環境作りに貢献しています。

■全国漁業協同組合学校への支援

JF共済連では、「協同組合精神を持った漁協職員の育成」を目的としたJFグループ唯一

の教育機関である「一般財団法人漁村教育会 全国漁業協同組合学校」の支援をおこない、安心して豊かに暮らせる漁村づくりを推進する人材育成に寄与しています。

■海難遺児育英募金活動

JF共済連を含めたJFグループでは、海難遺児を励ます育英募金活動など、漁村の生活に根ざした支援活動を、年間を通して広くおこなっています。

■社会福祉団体への寄付

全労済では、1981年より障がい者を対象とした支援活動、高齢者を対象とした支援活動、災害対策を対象とした支援活動をおこなっている社会福祉法人などの団体へ継続して支援をおこなっています。2016年度も外部有識者などによる審査委員会にて、25団体を選定し、助成金を交付しました。

■地域ささえあい助成

コープ共済連は、豊かな社会づくりを目指し、2012年度より新たな社会貢献活動として「地域ささえあい助成」をおこなっています。本助成では、生協と他団体がネットワークを形成しながら問題を解決していく活動を支援しています。助成する活動のテーマを3つ設定しており、2016年度は審査の結果、38団体、2,285万円を助成しました。



地域ささえあい助成

■ピンクリボン運動

CO・OP共済では、取扱商品によって乳がんによる万が一のサポートをするだけでなく、1人でも多くの方に、乳がんの早期発見・早期治療と、月に一度の自己検診の大切さをお伝え



するピンクリボン運動をおこなっています。

■大学生の病気・ケガ・事故 2016

大学生協共済連では、大学生の病気やケガ・事故の実態や傾向を明らかにし、学生生活におけるそれらのリスクへの備えについて考察することを目的に「大学生の病気・ケガ・事故 2016」を発行し、ホームページ上で公開しています。これは共済および保険金支払い実績データを分析してまとめたものです。

■社会福祉団体等へ助成

全国生協連では、障がい者や高齢者を対象として支援をおこなう社会福祉団体等に対し、福祉支援活動の一環として、助成をおこなっています。助成活動を始めた1985年より、これまでのべ273団体への助成をおこないました。

■全労済協会 静岡講演会

全労済協会では、2017年5月に静岡県静岡市において「しずおかの地方創生～静岡のふじのくにづくりと未来～」を全労済静岡県本部（現全労済静岡推進本部）との共催で開催しました。東京一極化が進むなか、政府は「地方創生」を掲げ、各自治体では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さまざまな取り組みが進んでいます。本講演会では、テレビなどで活躍中の片山善博氏と、静岡県知事の川勝平太氏、浜松市長の鈴木康友氏をお招きし、「ふじのくに」や“ものづくり県”として有名な静岡の地方創生の現状と課題、そしてこれからの方策について皆さんと共に考えていく場としました。



静岡の地方創生について議論

■“義理チョコ・あげたつもり・もらったつもり” バレンタイン・チャリティ募金

共栄火災は、毎年バレンタインデーの時期に「“義理チョコ・あげたつもり・もらったつもり” バレンタイン・チャリティ募金」を実施しています。この活動は職場でなかば儀礼的となった義理チョコの配布を「もっと有意義な目的に使えない

か」と考えた女性社員の発案によって1993年に始まった自発的な募金活動で、バレンタインデーの義理チョコやホワイトデーのお返しにかかる費用の一部を自粛して一口500円を募金しようという活動です。毎年集まった募金は、会社からのマッチングギフトとあわせ、マリ共和国（西アフリカ）の難民キャンプを支援するために、NGOを通じて井戸や学校、医薬品倉庫の建設、砂漠化防止のための植林、近年では水田づくりのために活用されています。



バレンタイン・チャリティによる募金により育った稲とマリ共和国の子どもたち

■クリスマス・チャリティ

共栄火災は、毎年クリスマスの時期に「クリスマス・チャリティ」を実施しています。この活動は各家庭で不用になった衣料品や余っている家庭常備薬、おもちゃ、文房具、裁縫用具などを集め、マリ共和国（西アフリカ）の難民キャンプへ贈る活動で、1993年から実施しています。また、同時に一口300円で、それらの物品を送るための輸送費チャリティも実施しています。毎年全国から数多くの物品が集められ、これらを社員自らが仕分け・梱包をおこなった後にNGOを通じて寄贈されます。



クリスマス・チャリティでの仕分け・梱包作業の様子

■県立こども医療センター 県立養護学校への寄附

神奈川県民共済では、子どもの健全な育成を目的に交通遺児や子どもの難病治療・小児治療等のために県立こども医療センター、県立養護学校への器械備品等教育環境整備に対する寄附を毎年おこなっています。

■県民共済いきいき健康イベント

神奈川県民共済では、著名人や専門家を招

いて、「県民共済いきいき健康講演会」と題した講演会をおこない、毎日元気に生活する知恵を習得し、明るく健康な生活を送ることがで

きるよう支援しています。また、「県民共済いきいき健康セミナー」では、「認知症」「脳卒中」などのセミナーを実施しています。

(2) 交通安全・交通事故等被害者支援活動

■世代別の交通安全教室

JA共済では、世代別に交通安全教室を開催しています。幼児向けには、舞台の上の横断歩道で園児が実際に体験できるミュージカル形式のものやキャラバンカーでおこなうステージショーでの交通安全教室で、客席の園児、保護者とひとつになって、楽しみながら交通ルールを学べます。中・高校生向けには学校でおこなわれる交通安全教室の際、危険な自転車走行に伴う交通事故の実演（スタントマン）により、生徒に危険性を疑似体験させる教育事業（スクエアード・ストレイト教育技法）

の推進を支援しています。シルバー世代向けには、JA共済オリジナルの「交通安全落語」で笑いながら交通安全の意識を高める交通安全教室の開催や全国7箇所に配置したドライビングシミュレーター搭載車両による巡回型の安全運転診断を実施しています。



幼児向け交通安全教室
(親と子の交通安全ミュージカル 魔法園児マモルワタル)
(後援：内閣府、警察庁、国土交通省
推薦：一般財団法人 全日本交通安全協会)



自転車交通安全教室（中・高生向け）



シルバー世代向け交通安全教室
(交通安全落語)



自転車シミュレーター搭載車両
(全世代向け)

また、全世代を対象とし、自転車乗用中の交通ルールや危険予測を実践的に体験できる自転車シミュレーター搭載車両による巡回型の安全運転診断を2017年8月から開始しました。

■世代別交通安全ムービーの無償提供

JA共済では、交通安全などを楽しみながら学んでいただくため、JA共済地域貢献活動ホームページ (<http://social.ja-kyosai.or.jp>) にて小学生向け・中高生向け・シルバー世代向けの交通安全動画などを提供しています。



〈小学生向け〉基本編・発展編・保護者編 クイズや実験などを通じて考えながら楽しく視聴できます。



〈シルバー世代向け〉交通安全編・振込め詐欺被害防止編
ドラマ仕立てで楽しく視聴できます。

■介助犬の育成・普及への取り組み

JA共済では、交通事故などにより手足に障がいのある方の日常生活を介助する「介助犬」の育成・普及支援に取り組んでいます。また、介助犬の受入れに対する理解を促進するため、介助犬によるデモンストレーションを実施し、障がいのある方の自立と社会復帰を支援しています。



ペットボトルを渡す介助犬



ドアを開閉する介助犬
(写真提供：NPO法人日本補助犬情報センター・社会福祉法人日本介助犬協会)

■社会復帰支援のためのリハビリテーションセンター

JA共済が、静岡県の中伊豆と大分県の別府に開設した2つのリハビリテーションセンター



社会福祉法人 農協共済別府リハビリテーションセンター

は、「病院」「福祉施設」「介護施設」の3つの機能を持った全国でも数少ない総合型の施設として交通事故被害者などの社会復帰をお手伝いしています。

■海難・海上災害防止活動への支援

JF共水連では、全国漁船安全操業推進月間の全国一斉キャンペーンに協賛しています（主催：



ライフジャケット着用推進員Tシャツ NPO水産業・漁村活性化推進機構)。「ライフジャケット着用推進運動」を盛り上げるため、漁船の安全対策に関する優良な取組み等に対し、支援をおこないました。

■自転車事故防止学習プログラム

CO・OP共済では、自転車事故を防止するために中高生向けにDVDの教材提供とテキストのデータ提供をしています。学校や自治会ではもちろんのこと、生協組合員向けの学習資料としても活用されています。



自転車事故防止学習テキスト

■車両点検の実施

学生は自転車やバイク運転中に事故やケガを起こす場合が多く、また、土地柄によって自転車やバイクで通学する大学もあります。大学生協共済連の会員では、自転車やバイクの事故に注意を払うために、車両点検などを実施しています。

■交通事故防止事業

交協連では、会員が実施する安全運転講習会の費用を一部助成する他、安全運転広報事業として、カレンダー、垂幕、映画(DVD・ビデオ)などを作成しています。このため全国から交通安全に関する標語等を募集し、優秀作品をカレンダーなどに掲載しています。また、全国の主要幹線沿いにあるトラックステーションに交通安全広告用看板を設置し、交通安全のための標語を掲げ、交通安全を広く運転者に呼びかけています。



交通安全啓発垂幕

■交通安全フェスティバル

神奈川県民共済の「交通安全フェスティバル」は、毎年4月の「春の全国交通安全運動」に合わせて神奈川県警との共催でおこなう、新入学および新入園児を対象としたイベントです。交通ルールの基礎を教え、子どもの交通事故を無くそうとの趣旨で開催しています。

■地域防犯活動「ふるさと見守り活動」

NOSAI団体では、農業共済事業への加入の呼びかけや事故が発生した際の損害評価、組合員農家への業務上の連絡など、役職員が日常的に地域を巡回し、農家を訪問しているほか、組合員への情報開示や接点強化を図るために、定期的に広報紙を発行しています。こうしたNOSAI団体の業務の特徴を生かし、より効果的な防犯活動として、以下の「ふるさと見守り活動」を全国一斉に展開しています。

(1) 全国統一的に取り組んでいる活動

- ① 全国約6,000台の業務用車両に「防犯パトロール中」のステッカーを貼付し、日常の業務を通じて犯罪被害防止を啓発するとともに、“防犯の眼”となって地域の犯罪抑止機能の向上に貢献しています。
- ② 犯罪防止を啓発するための広報活動として、広報紙に、外出時の鍵かけ、振り込め詐欺への注意、農産物・農機具盗難防止などの記事等を掲載しています。

(2) 警察などと連携して農業共済組合や農業

共済組合連合会ごとに地域の実情に応じて取り組んでいる活動

- ① 事務所を「子ども110番の家」に登録
- ② 業務用車両を「子ども110番の車」に

登録

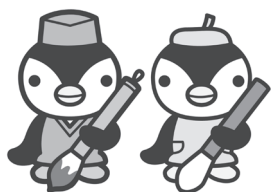
- ③ 業務用車両へのドライブレコーダー設置と警察等への情報提供
- ④ 警察の防犯ネットワークへの登録

(3) 文化・スポーツ活動

■書道・交通安全ポスターコンクール

JA共済では、心の豊かさ、地域社会との絆づくりを大切にするとともに、JA共済の理念である助け合いの精神を次世代に伝えるため、また、交通安全への意識を高め、それが世の中に広がることを願い、小・中学生書道・交通安全ポスターのコンクールを実施しています。全国でも最大級の規模であり、2016年度の第60回書道コンクールには、142万点を超える応募が、第45回交通安全ポスターコンクールには、16万点を超える応募がありました。

「キョショー」「ガショー」



© 2006 JA-KYOSAI

JA共済 書道・交通安全ポスター
コンクールキャラクター

■全労済文化フェスティバル

全労済では、「次代を担う子どもたちとそのご家族に、良質な文化芸術に触れ豊かな心を育んでいただきたい」という願いを託し「全労済文化フェスティバル2017」を開催しました。全労済ホール／スペース・ゼロ（東京都）で6作品28公演を上演し、7,163名が参加しました。



全労済文化フェスティバル2017
「わくわく！ファミリーステージ!!」

■クレヨン画コンクール

神奈川県民共済では、「夏休みに描くクレヨン画コンクール」として、県内の3歳から小学6年生の子どもを対象にコンクールを開催しています。子どもたちが自由なテーマで絵画を描き、絵画を通して表現力や独創性が育まれるよう応援しています。

■ファミリーコンサート

神奈川県民共済では、「夏休みファミリーコンサート」「親子で楽しむクリスマス・コンサート」「春休みファミリーコンサート」を開催し、子どもたちが家族と一緒に、生の音楽にふれる機会を提供しています。

(4) 環境保全活動

■リボンキャンペーン

JA共済では、資源の有効活用と地球環境保護を目的として、事故の修理時のみではなく、一般的な修理や車検のときにも、車の損傷箇所については新品と交換せず、補



2017年度
リボンキャンペーンポスター

修したり、リサイクル部品を使うことをすすめるなどの啓発活動をおこなっています。

■海を守る環境保全活動、漁村・地域活性化の支援

JF共水連では、JF女性連が実施する「海を守る活動」をはじめとするJFの各活動を支援し、環境保全活動や漁村・地域の活性化に協

賛しています。

この支援活動の一環として、JFグループが実施する全国青年・女性漁業者交流大会において「共水連会長賞表彰」を実施しています。第22回大会（2016年度）では、山口県漁協宇部岬支店加工部がおこなう『「元気一番」で地域を元気に！～「たこめし」から「みさき定食」までの道のり～』に対し表彰をおこないました。

■2017年 全労済地域貢献助成事業

全労済では、1992年より環境問題などに取り組む団体を対象に助成事業をおこなっています。

2017年は、「人と人とがささえあい、安心して暮らせる未来へ」をテーマに、「自然災害に備え、いのちを守るための活動」「地域の自然環境・生態系を守る活動」および「温暖化防止活動や循環型社会づくり活動」に関わるNPOや市民活動団体などより募集しました。

2017年3月22日～4月5日を応募期間とし、281団体より応募をいただきました。その中から厳正なる審査の結果、75団体を選定し、総額1,996万円を助成しました。



地域貢献助成事業
募集チラシ

■エコ住宅専用 全労済の住まいる共済

全労済の「エコ住宅専用 全労済の住まいる共済」は、社会に役立つ共済商品として、毎年の決算状況に応じて環境活動団体へ掛金の一部を寄付する共済です。

通常の新火災共済と同じ保障内容で掛金は割引になる社会にも組合員にも優しい共済です。2016年度は、環境活動を展開する4団体（国土緑化推進機構、日本環境協会、日本自然保護協会、日本ナショナル・トラスト協会）に、1,700万円を寄付しました。

■地球環境保全に貢献する森林保護活動 「共栄火災エコーの森」

共栄火災のエコーの森友の会は1992年に設立され、社員による1口500円の会費をもとに運営

されています。国有林の分収造林事業に参加することによる森林育成活動が主体です。これまでに、全国4カ所、総面積7.24haの植林地で22,700本を保護・育成しており、緑を育む活動に社員自らが参加しています。



共栄火災エコーの森

■途上国の子どもたちへ安全できれいな水を 「Kyoie Safe Water For Children プロジェクト」

世界には、生きるために必要な「安全な水」さえ手に入らない人々が約6億6,300万人いるとされており、不衛生な水を口にすることで下痢や感染症を引き起こし、幼い子どもたちのかけがえない命が奪われている現実があります。

共栄火災では、このような現状を受けて、一人でも多くの子どもたちに安全で、きれいな水を届けたい思いから、社会貢献活動の一環として、「Kyoie Safe Water For Children プロジェクト」を2015年10月より開始しました。自動車保険^(※)のご契約1件につき、約30ℓの不衛生な水を安全できれいな水にできる浄化剤を途上国の子どもたちに届けています。

(※) 所有・使用されているお車のご契約台数が9台以下のお客さまのご契約が対象。



「Kyoie Safe Water For Children プロジェクト」
のチラシ



「Kyoie Safe Water For Children プロジェクト」
ロゴ

3 自然災害への会員団体の取り組み

(1) 会員団体がお支払いした共済金等

1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災をはじめとする巨大地震や台風・豪雨などの自然災害に対して、被災された組合員の方々の一刻も早い生活再建に役立てていただくため、共済金・保険金・見舞金の迅速なお支払いに努めてきました。

■おもな大規模自然災害に対する会員団体の共済金・保険金・見舞金支払実績

発生年	災 害 名 (おもな被災地域)	共済金・保険金・見舞金
1991年	平成3年台風19号 (全国)	1,722億円
1995年	阪神・淡路大震災 (兵庫・大阪・京都他)	1,442億円
2004年	平成16年台風18号 (山口・熊本・福岡他)	1,357億円
2011年	東日本大震災 (宮城・福島・岩手他)	1兆2,513億円
2016年	熊本地震 (熊本・大分・福岡他)	1,772億円

※上記支払実績は、2017年9月末時点における各会員団体からの報告に基づく合計値であり、会員団体によっては損害系の支払額その他、生命系の支払額を含んでいる場合があります。

なお、災害名別の支払額の把握が困難な会員団体の実績については、支払実績に含めていません。

平成3年台風19号

1991年9月27日に長崎県に上陸した台風19号は、日本海を北東に進み、その後北海道に再上陸し、南西諸島から北海道までの全国にわたって被害をもたらしました。

人的被害：死者・行方不明者62人、負傷者1,499人

物的被害：住家損壊170,447棟、住家床上・床下浸水22,965棟

※被害の状況は気象庁ホームページ「台風による災害の例」による

阪神・淡路大震災

1995年1月17日に淡路島北部沖の明石海峡を震源にマグニチュード7.3の地震が発生し、兵庫県を中心に近畿圏の広域に大きな被害をもたらしました。

人的被害：死者・行方不明者6,437人、負傷者43,792人

物的被害：住家全壊104,906棟、住家半壊144,274棟、全半焼7,132棟

※被害の状況は気象庁ホームページ「阪神・淡路大震災から20年」特設サイトによる

平成16年台風18号

2004年9月7日に長崎県に上陸した台風18号は、日本海を北東に進み、その後北海道西海上を北上し、中国地方、九州地方を中心に被害をもたらしました。

人的被害：死者・行方不明者46人、負傷者1,399人

物的被害：住家損壊64,993棟、住家床上・床下浸水21,086棟

※被害の状況は気象庁ホームページ「台風による災害の例」による

東日本大震災

2011年3月11日に三陸沖を震源にマグニチュード9.0の地震が発生し、それに伴う津波もあり、東北・関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらしました。

また、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が漏れ出す深刻な事態になりました。

人的被害：死者・行方不明者22,152人、負傷者6,230人

物的被害：住家全壊121,776棟、住家半壊280,326棟、住家一部破損744,269棟(2017年9月8日現在)

※ 被害の状況は気象庁ホームページ「日本付近で発生した主な被害地震（平成8年以降）」による

熊本地震

2016年4月14日と16日に、熊本県熊本地方を震源にマグニチュード6.5と7.3の地震が発生し、熊本県・大分県を中心に大きな被害をもたらしました。

人的被害：死者251人、負傷者2,792人

物的被害：住家全壊8,677棟、住家半壊34,577棟、住家一部破損162,373棟(2017年11月14日現在)

※ 被害の状況は気象庁ホームページ「日本付近で発生した主な被害地震（平成8年以降）」による

(2) 会員団体の取り組み

■ JA 共済災害シートサービス・仮設住宅貸与

JA 共済では、ご契約者のお住まいが、自然災害などで壊れてしまったときに「災害シート」を無償でお配りしたり、自然災害や火災などで壊れて住めなくなったときに「仮設住宅」を8か月無償でお貸ししたりするサービスを提供しています(JA 共済の契約者の方で一定の要件を満たす場合に限ります。)



JA 共済災害シート
(大きさ3.6m×5.4m (12畳))



JA 共済仮設住宅

■復興支援・寄附講座

JA 共済では、早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンターと共同で、同大学の学生を対象に、東北地方の震災復興へのアプローチと農村の社会経済をテーマとする寄附講座を2012年4月から開講しています。この講座は、震災の影響を受けた農村地域の諸問題について考えるとともに、実際に被災地に赴いて震災復興に向けた活動をおこなうことで、農村地域について体系的・実践的に学び、「絆」や「助け合い」の重要性に触れる機会を提供しています。



「東北復興のまちづくり—農からの地域創生—」
講義の様子

■復興支援活動

JF共済では、2011年度から「がんばろう漁村 浜の応援団キャンペーン」を実施しています。このキャンペーンは、東日本大震災により被害を受けた漁業・漁村の一日も早い復興とともに、わが国の漁業に甚大な被害を与えたこの震災を風化させないことを目的として、期間中の共済契約1件につき一定の金額を被災地に支援するものです。支援金は、漁業・漁村の復興や漁業の担い手育成などに資する活動を実践する漁協の女性部・青年部等に寄贈しています。

また、2016年4月14日に発生した熊本地震を受けて、被災地域の加入者を全戸訪問し、被害状況等の確認を行うとともに、義援金や支援物資の提供等の救援支援活動を行いました。



「がんばろう漁村 浜の応援団キャンペーン」ロゴ

■子どもたちの森づくり支援活動

全労済では、2013年12月より「公益社団法人 国土緑化推進機構」が実施する緑化事業を



子どもたちの森づくり支援活動

通して、緑化活動をおこなう児童の組織、「緑の少年団」をサポートしています。

子どもたちの緑を大切にする「こころ」を育てる目的で、東日本大震災の被災地や全国各地の小学校に植樹のための木々や、活動用のユニフォームを寄贈するなどの取り組みをおこなっています。

2016年度は6校で実施し、これまで22校の「緑の少年団」を支援しました。

■防災・減災のための取り組み～ぼうさいカフェ～

2008年2月以降、**全労済**が実施している「ぼうさいカフェ」は、内閣府が国民の防災意識向上を目的に、出前講座として推進しているものです。

楽しく分かりやすくをモットーに非常食の試食や専門家などによる講演会、防災科学実験ショー、防災ゲームなど、さまざまなイベントを組み合わせ、子どもから大人まで、家族連れでご参加いただけるようなプログラムです。防災・減災に関するイベントは全国各地で2016年度は68回、これまでに304回開催しています。



Dr.ナダレンジャーによる防災科学実験ショー

■花運動

全労済では、2017年3～4月に熊本県内7団地の仮設住宅で、熊本地震の被災者の方々と全労済の役職員で、花壇を作り、花を植える活動を実施しました。



花壇作りの様子

■全労済 きずな公演

全労済では、熊本地震により被災した子どもたちとご家族のために、2017年5月に熊本県上益城郡嘉島町の商業施設において「全労済 きずな公演」を開催しました。

第1部は「あきらちゃん&タンバリンくん」が子どもたちと一緒に楽しい歌をうたい、第2部は「バルーンパフォーマーSyan（シャン）」が魔法のようなバルーンの世界を繰り広げ、会場はたくさんの笑顔であふれました。当日は約700名のご家族が参加しました。



きずな公演

■全労済のよみきかせ会

全労済では、2012年11月より「全労済のよみきかせ会」を実施しています。はじめは東日本大震災にて被災した子どもたちの心のケアと健全育成を目的に実施しました。その後、小さな子どもたちの防災意識を高めるために「じしんがきたらぼうさいえほん〈ぼうさい〉」を作成し、全国各地の幼稚園・保育園や防災・減災、子育てイベントにて読み聞かせを実施しています。これまでに224カ所、延べ24,442人の子どもたちが参加しました。



よみきかせ会の様子

4 会員団体の国際活動

協同組合の精神と活動は日本のみならず世界中にその輪を広げています。

各会員団体では、世界の協同組合の発展が世界平和に寄与し、社会的な公正を高め、人々のくらしや福祉を向上させることにつながるという考えのもと、国際活動に取り組んでいます。

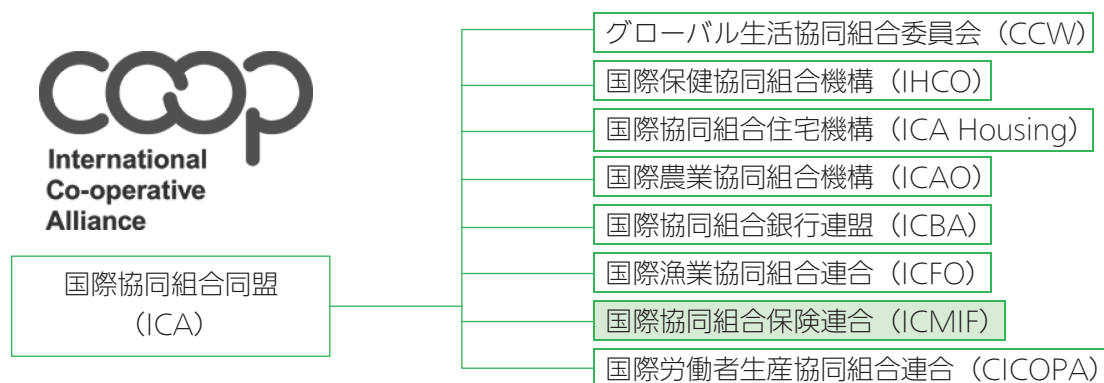
(1) ICA

ICA（国際協同組合同盟：1895年設立、本部はベルギー・ブリュッセル）は、105カ国301団体（2017年7月現在）が加盟する協同組合の連合組織です。世界各国の農業、消費者、信用、保険、保健、漁業、林業、労働者、旅行、住宅、エネルギー等あらゆる分野の協同組合の全国組織等が加盟しています。傘下の組合員は世界全体で約10億人にのぼります。

世界各国に協同組合運動を広げ、協同組合の価値・原則の普及と協同組合間の国際協力の促進、世界の平和と安全保障への貢献等を目的として、情報発信、国際会議・セミナー等の開催、国連機関等への提言・意思反映活動等に取り組んでいます。

日本共済協会は、2014年より准会員として加盟しています。

ICA（国際協同組合同盟）の組織図



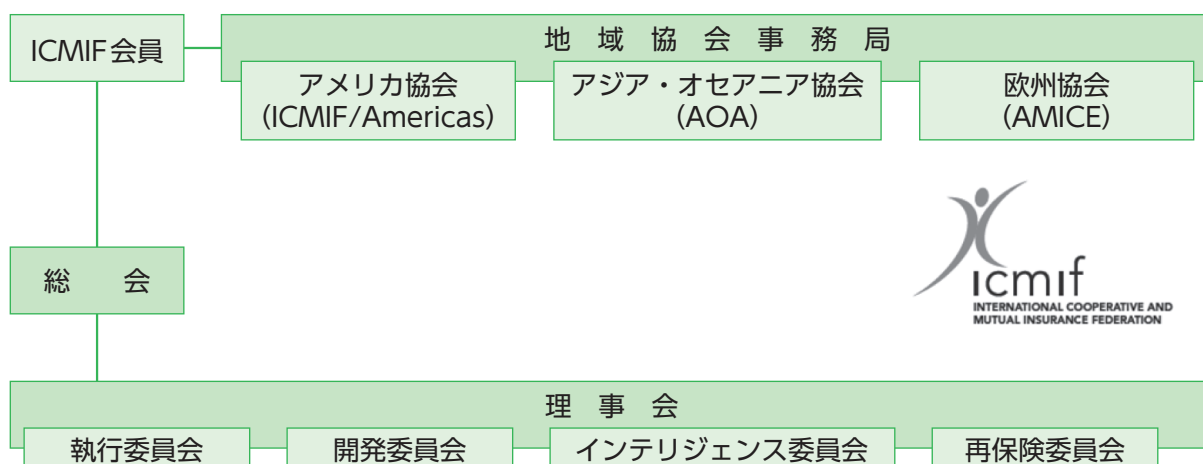
(2) ICMIF

ICMIF（国際協同組合保険連合：1922年設立、事務局はイギリス・マンチェスター）は、75カ国280団体（2017年10月現在）が加盟するICAの専門機関です。2016年の加盟団体全体の収入掛金は約3,070億米ドルで、世界の保険マーケットの約6.5%を占めています。加盟団体は互いに協同組合保険の発展を目指し情報の交換や研修会の開催、人的交流、再保険の取引などをおこなっています。

日本共済協会の会員のうち、JA共済連、JF共水連、全労済、日本再共済連、コープ共済連、大学生協共済連、日火連、共栄火災の8団体が正会員（JA共済連、全労済は理事会メンバー）に、日本共済協会がオブザーバー会員になっており、ICMIFおよびその各種委員会における役員・専門委員を務め、国際的な連携を深めています。

また、ICMIFの地域協会であるAOA（アジア・オセアニア協会）には14カ国49団体が加盟（2017年10月現在）し、セミナーの開催などをおこなっています。JA共済連にはAOA事務局が置かれ、日本の共済団体はリーダー的な役割を果たしています。

ICMIF（国際協同組合保険連合）の組織図



ICMIF に加盟している日本の共済団体

正 会 員	日本の共済団体のおもな役割	
・ JA 共済連 ・ JF 共水連 ・ 全労済 ・ 日本再共済連 ・ コープ共済連 ・ 大学生協共済連 ・ 日火連 ・ 共栄火災	ICMIF 理事・役員選出団体	
	・ 理事	JA 共済連、全労済
	・ 執行委員会委員	JA 共済連
	・ インテリジェンス委員会委員	JA 共済連、コープ共済連
	・ 再保険委員会委員	JA 共済連
オブザーバー会員	AOA 理事・役員選出団体	
・ 日本共済協会	・ 会長・事務局	JA 共済連
・ JA 共済総合研究所	・ 監査役	JF 共水連



ICMIF 総会（2017年10月、於：ロンドン）

1 世界の協同組合のはじまり

世界の協同組合のはじまりは、1844年にイギリスのロッチデールで28人のフランネル職工が集まって作ったロッチデール公正先駆者組合です。そこで確認された、1人1票、購買高に応じた剰余金の分配、市価・現金主義、教育の促進などの運営原則は、「ロッチデール原則」とよばれ、以後の協同組合運動に受け継がれています。

現在の協同組合原則は、1995年マンチェスターICA（国際協同組合同盟）総会において、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」（43ページ参照）という形で採択されました。

協同組合は、現在、世界の多くの国で様々な分野の事業をおこなっており、組合員数は約10億人にのびります。



1844年に設立されたロッチデール公正先駆者組合の建物。現在は「ロッチデール公正先駆者記念館」

2 日本の共済の歴史

(1) 産業組合の成立

日本には中世以降、村や町に庶民の自然発生的な共助組織「頼母子講」「ゆい講」などが存在していましたが、明治時代に近代化が始まると多くは消滅していきました。

一方、「富国強兵」をめざす明治政府は、欧米の先進的制度を日本に移植しようと力を注ぎ、ドイツの協同組合に注目しました。「協同組合制度は国民の多数を占める農民の生活の安定に寄与し、結果的に政治の安定にもつながる」。明治政府はこのように考えて、1900年、産業組合法を成立させました。産業組合法は日本初の協同組合法であり、加入・脱退の自由、1人1票といった原則が盛り込まれていました。産業組合は、現在の農業協同組合、生活協同組合、信用金庫などの母体となりました。

(2) 共済事業へ

大正時代に入ると、産業組合による保険経営の思想が現れ始めました。1924年の第20回全国産業組合大会で公式の要望として「生命保険事業開始の件」が提案され、決議されました。その後の大会でも、1935年頃まで、毎回のように同様の決議がなされましたが、その実現は極めて困難な情勢でした。

産業組合による保険については、賀川豊彦らが保険業法のなかで制度化すべきことを主張しましたが、実現には至りませんでした。これは、監督官庁の大蔵省が不許可の方針であったこと、保険業界が産業組合の進出に強く反対していたことなどによります。

そこで賀川豊彦らは保険会社の買収を企画しその結果、損保会社2社を買収・合併し、1942年に現在の共栄火災海上保険が設立されました。役員の中枢を産業組合首脳部の数人が占める、産業組合色の強いものとして発足しました。

その後、1947～49年にかけて各種協同組合法が制定され、その事業のひとつとして共済事業がおこなわれるようになりました。

(3) 賀川豊彦

賀川豊彦は、大正・昭和期のキリスト教社会運動家、社会改良家で、特に、戦前のわが国における労働運動、農民運動や生活協同組合運動において、重要な役割を担った人です。

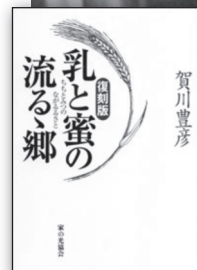
「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に賛同して、相互扶助にもとづく社会の実現を唱えました。

「保険は友愛的で社会性を帯びているものなのに、保険会社により資本主義化してしまった。保険は、本質的に協同組合化されるべきである」と主張して、保険業法のなかに「協同組合による保険」の規定を設けるべく活動しましたが実現しませんでした。

その後、形を変えて、各種の協同組合法に根拠を得て、協同組合による共済事業がスタートすることになりました。



賀川豊彦



3 主要共済団体の根拠法（抜粋）

協同組合が共済事業を実施できる根拠・条件、共済事業をおこなう協同組合の組織・運営、共済事業をおこなう協同組合への行政庁の監督に関する法律は、協同組合の種類ごとに定められています。

また、それぞれの協同組合法の第1条には、その協同組合が設けられた目的が規定されています。協同組合が設けられた目的は、私たちが共済事業を通じて何を実現しようとしているかを言い表しています。

農業協同組合法 ◇JA共済連

第1条 この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第7条 組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする。

水産業協同組合法 ◇JF共水連

第1条 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もってその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。

第4条 組合は、その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

消費生活協同組合法 ◇全労済・日本再共済連・コープ共済連・大学生協共済連・全国生協連・生協全共連・防衛省生協・神奈川県民共済など

第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

第9条 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員〔略〕に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

中小企業等協同組合法 ◇日火連・交協連・全自共・中済連など

第1条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第5条 1項1号 組合員又は会員〔略〕の相互扶助を目的とすること。

2項 組合は、その行う事業によってその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

3項 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

農業災害補償法 ◇NOSAI全国

第1条 農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする。

第2条 農業災害補償は、農業共済組合又は市町村（特別区のある地にあつては、特別区）の行う共済事業、農業共済組合連合会の行う保険事業及び政府の行う再保険事業又は保険事業とする。

4 日本の共済事業および日本共済協会のあゆみ

その生立ちから現在まで

◆共済事業のあゆみ ◇日本共済協会のあゆみ

1920年代

- 21 ◆賀川豊彦の指導で神戸消費組合（神戸生協）設立
- ◆那須善治の提唱で灘購買組合（灘生協）設立
- ◆道家 斉、佐藤寛次が「協同組合による保険経営の思想」を明確に打ち出す
- 22 ◆田中義一らが高田火災共済組合（岐阜県養老郡高田町）を設立
- 24 ◆第20回全国産業組合大会で「生命保険事業開始の件」を決議
- 29 ◆福岡県信連が県下の産業組合に対し火災保険を実施（1956年2月まで継続）

1930年代

- 34 ◆賀川豊彦が雑誌『家の光』に小説『乳と蜜の流るゝ郷』を連載し、協同組合保険の実現を主張
- 38 ◆賀川豊彦がノア・バルウ著『協同組合保険論』を翻訳・刊行

1940年代

- 42 ◆共栄火災海上保険株式会社（共栄火災の前身）設立
- 46 ◆共栄火災海上保険株式会社が共栄火災海上保険相互会社へ改組
- 47 ◆全国学校協同組合連合会（全国大学生協連の前身）発足
- ◆農業協同組合法施行（「共済に関する施設」の明記）
- ◆農業災害補償法施行
- 48 ◆北海道共済農業協同組合連合会設立
- ◆農業共済保険協会（NOSAI全国の前身）設立
- 49 ◆水産業協同組合法施行
- ◆消費生活協同組合法施行（「組合員の生活の共済を図る事業」の明記）
- ◆中小企業等協同組合法施行

1950年代

- 50 ◆改正水産業協同組合法の施行（「共済会に関する条項」の明記）
- 51 ◆全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）設立
- ◆全国水産業協同組合共済会（全水共：JF共水連の前身）設立
- ◆日本生活協同組合連合会（日本生協連）設立
- 52 ◆全国森林組合連合会（全森連）設立
- 55 ◆全国共済商工協同組合連合会（全済連：日火連の前身）設立
- 56 ◆全森連が共済事業を開始
- ◆全国共済生活協同組合連合会（生協全共連）設立
- 57 ◆全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連：全労済の前身）設立
- 58 ◆全国大学生生活協同組合連合会（全国大学生協連）設立
- 59 ◇月刊誌『共済保険研究』（現『共済と保険』誌の前身）の創刊

1960年代

- 60 ◆ 全日本火災共済協同組合連合会(日火連)設立

1970年代

- 71 ◆ 首都圏生活協同組合連合会(首都圏生協連:全国生協連の前身)設立
 72 ◆ 全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連)設立
 73 ◆ 埼玉県民共済生活協同組合設立
 74 ◆ 全国中小企業生命傷害共済協同組合連合会(中小企業共済の前身)設立
 75 ◆ 全国自家用自動車共済協同組合連合会(全自共の前身)設立
 ◆ 全国中小企業生命傷害共済協同組合連合会が全国中小企業共済協同組合連合会(中小企業共済)に改称
 76 ◆ 労済連が全国事業統合により略称を全労済に改称
 78 ◆ 森林組合法施行(「林業に関する共済」の明記)
 79 ◆ 日本生協連が受託による共済事業を開始

1980年代

- 80 ◆ 全国労働者自動車共済生活協同組合連合会(自動車共済連:日本再共済連の前身)設立
 81 ◆ 全国大学生生活協同組合連合会(全国大学生協連)が共済事業を開始
 ◆ 首都圏生協連が全国生活協同組合連合会(全国生協連)に改称
 82 ◆ (財)全国勤労者福祉振興協会(全労済協会の前身)設立
 83 ◆ 改正水産業協同組合法の施行に伴い、全水共が全国共済水産業協同組合連合会(JF共水連)に改組
 84 ◆ 日本生協連が元受による共済事業を開始
 86 ◇ JA共済連・全労済・JF共水連・共済保険研究会の四者で、共済団体連携の検討
 87 ◆ 自動車共済連が全国労働者共済生活協同組合再共済連合会(全労済再共済連)に改組
 88 ◇ JA共済連・全労済・JF共水連・共済保険研究会による「四者連絡協議会」が発足
 89 ◆ (財)全国労働者福祉・共済協会(全労済協会の前身)設立
 ◇ 共済理論研究会が発足

1990年代

- 91 ◇ 「四者連絡協議会」が「共済団体連絡協議会」に改称
 92 ◇ 日本共済協会が会員7団体(JA共済連、JF共水連、全森連、全労済、全国大学生協連、日火連、全自共)から成る社団法人として設立
 ◇ 交協連が正会員加入
 94 ◇ 日本生協連が正会員加入
 ◇ 日本共済協会が国際協同組合保険連合(ICMIF)にオブザーバー会員として加盟
 95 ◇ 生協全共連が正会員加入
 ◆ 全国自家用自動車共済協同組合連合会が全国自動車共済協同組合連合会(全自共)に改称
 96 ◇ 全労済再共済連が正会員加入、共栄火災海上保険相互会社、(社)全国農業共済協会(NOSAI全国)が賛助会員加入
 ◇ 日本共済協会結成5周年記念事業を実施
 ◇ 日本共済協会セミナー初開催
 97 ◇ 中小企業共済が正会員加入、共栄火災しんらい生命株式会社が賛助会員加入
 99 ◇ 国際業務研究会(現・業務研究会)初開催

2000年代

- 00 ◆47都道府県共済連とJA共済連が統合
- 01 ◇全森連が共済事業の新規契約引受を停止し既契約を森林国営保険に移管することを議決したこと
から正会員から賛助会員に変更
- 02 ◇日本共済協会結成10周年記念事業を実施
◇共栄火災海上保険相互会社が賛助会員から正会員に変更
- 03 ◆共栄火災海上保険相互会社が共栄火災海上保険株式会社(共栄火災)へ改組
◇「共済相談所」開設
- 04 ◆(財)全国勤労者福祉振興協会が(財)全国労働者福祉・共済協会を統合し、(財)全国勤労者福祉・共
済振興協会(全労済協会)に改称
◇全労済協会が正会員加入
- 05 ◆改正農業協同組合法の施行(共済事業の健全性の確保等)
- 06 ◆全労済再共済連が日本再共済生活協同組合連合会(日本再共済連)に改称
◇全国生協連が正会員加入
- 07 ◆改正中小企業等協同組合法の施行(共済事業の健全性の確保等)
◆裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR促進法)施行
- 08 ◆改正水産業協同組合法の施行(共済事業の健全性の確保等)
◆改正消費生活協同組合法の施行(共済事業の健全性の確保、共済事業との兼業禁止、共済代理店
に関する規定の整備等)
◇共栄火災しんらい生命株式会社が賛助会員を脱退
- 09 ◇日本生協連から共済事業部門を分離し、日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)が設
立されたことにより、日本生協連が脱退し新たにコープ共済連が正会員加入

2010年代

- 10 ◇共済相談所がADR促進法にもとづく法務大臣の認証を取得
◆保険法施行
◆金融ADRの充実を図る「金融商品取引法等の一部を改正する法律」施行
◇全森連が賛助会員を脱退
◇全国大学生協連から共済事業部門を分離し、全国大学生協共済生活協同組合連合会(大学生協共
済連)が設立されたことにより、全国大学生協連が脱退し新たに大学生協共済連が正会員加入
- 11 ◇「日本共済協会のあり方」を決定
- 12 ◇日本共済協会結成20周年記念事業を実施
日本共済協会20年史の発行、記念講演会の開催、「日本共済協会結成20周年・2012国際協同組合
年 論文・講演集」の発行など
- 13 ◇日本共済協会が一般社団法人へ移行
◆全労済協会が一般財団法人へ移行
◆NOSAI全国が公益社団法人へ移行
◇防衛省職員生活協同組合(防衛省生協)、神奈川県民共済生活協同組合(神奈川県民共済)、中小企
業福祉共済協同組合連合会(中済連)の3団体が、賛助会員加入
- 14 ◆改正中小企業等協同組合法の施行(事業協同組合の火災共済事業の範囲拡大等)
◇日本共済協会が国際協同組合同盟(ICA)に准会員として加盟
◆日火連が中小企業共済を吸収合併
- 16 ◆改正農業協同組合法の施行(共済契約締結時の情報提供義務・意向把握義務の導入等)
◇『共済と保険』誌1959年の創刊から通巻で700号を発行

5 協同組合のアイデンティティに関するICA声明

1995年、イギリスのマンチェスターで開かれたICA（国際協同組合同盟）100周年記念大会・全体総会において「協同組合のアイデンティティに関するICAの声明」が報告・採択されています。

〈定義〉

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

〈価値〉

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

〈原則〉

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

（第1原則） 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

（第2原則） 組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意思決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は（一人一票という）平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

（第3原則） 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受

け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

- ・ 準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
- ・ 協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
- ・ 組合員の承認により他の活動を支援するため

（第4原則） 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行なう。

（第5原則） 教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

（第6原則） 協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

（第7原則） コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。

(1995年9月23日 ICA大会・全体総会で決定)

6 協同組合の10年に向けた計画（ブループリント）

(1) IYC

国連では1957年より「国際年」を設け、共通する重要テーマについて、各国や世界全体が1年間を通じて呼びかけや対策をおこなうよう取り組んでいます。

2009年12月の総会で、国連は2012年を国際協同組合年（International Year of Cooperatives=IYC）とすることを宣言しました。これは、協同組合がもたらす社会経済的発展への貢献が国際的に認められた証で、特に協同組合が貧困削減・仕事の創出・社会的統合に果たす役割が着目されています。

「協同組合がよりよい社会を築きます」という世界共通のスローガンのもと、国際的にも国内でも様々な取り組みがおこなわれました。



(2) ブループリント

IYC（国際協同組合年）は2012年で終了しましたが、IYCをスタート地点として協同組合をさらに発展させるために、ICA（国際協同組合同盟）は2020年を視野に入れた「協同組合の10年に向けた計画（ブループリント）」を作成しました。

このブループリント案は様々な意見や検討を経て、2012年10月にイギリスのマンチェスターでおこなわれたICA臨時総会で承認され、2013年2月に確定版として発表されました。

2020年までに達成すべき3つの目標

1. 経済・社会・環境の持続可能性において認知されたリーダーとなる
2. 人々に最も好まれるモデルとなる
3. もっとも急速に成長する事業形態となる

この3つの目標を達成するためのお互いに関係し合う5つの戦略分野

1. 組合員としての、またガバナンスへの参加のレベルを引き上げる
2. 協同組合を持続可能性の構築者と位置づける
3. 協同組合のメッセージを構築しアイデンティティを確立する
4. 協同組合の成長を支援する法的枠組みを確保する
5. 組合員による管理を保障しながら、信頼性のある協同の資本を確保する

7 ユネスコ無形文化遺産への登録

2016年11月、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、ドイツからの提案に基づいて「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」を無形文化遺産として登録することを決定しました。「無形文化遺産の保護に関する条約」において、無形文化遺産は「慣習、表現、知識、技術等で、世代から世代へと伝えられ、コミュニティ等によって不断に再現されるもの」と定義されています。登録を決定した政府間委員会は、協同組合を「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」と評価しました。

また、2015年9月の第70回国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されましたが、そのなかに定められている17の「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けて、役割を果たすべき多様な民間セクターの一つとして協同組合が明記されています。

このように、国際社会における協同組合の評価は高まりつつあり、わが国の協同組合も、地域社会が直面する課題に対して有効な解決策を生み出し、よりよい暮らし・仕事・地域を創っていく不断の取り組みを通じて、協同組合の思想と実践をさらに発展させて次世代に引き継いでいくことが期待されています。

8 共済に関する基本用語

■共済掛金（きょうさいかけきん）

共済契約の保障に対して、共済契約者が払い込むお金のことをいいます。

■共済期間（きょうさいきかん）

共済者（共済団体）が共済契約者に約束する保障の期間をいいます。

■共済金（きょうさいきん）

共済事故が発生したときに、共済者（共済団体）が共済金受取人に支払うお金のことをいいます。

■共済金受取人（きょうさいきんうけとり）

共済金を受け取る人のことをいいます。

■共済金額（きょうさいきんがく）

共済契約上、共済事故が発生した場合に保障する共済証書に記載された金額のことをいいます。

■共済契約者（きょうさいけいやくしゃ）

共済契約を締結し、共済契約上の権利（例えば、契約内容変更の請求権など）を有し、義務（例えば、共済掛金支払義務など）を負う人をいいます。

■共済事故（きょうさいじこ）

共済金や給付金が支払われる出来事として共済約款に定められているもので、被共済者の死亡、後遺障害、建物の火災などがその例です。

■共済証書（きょうさいしょうしょ）

共済金額、共済期間、共済掛金などの契約内容を具体的に記載したものです。

■共済約款（きょうさいやっかん）

共済契約について、「共済金の支払いや契約変更、消滅」の取決めなどを記載したものです。

■失効（しっこう）

共済掛金の払込猶予期間を過ぎても共済掛金の払込みがない場合に、共済契約の効力が失われることをいいます。

■主契約（しゅけいやく）

共済契約の基本部分で、これだけで共済契約として成立する部分をいいます。

■責任開始日（せきにんかいしび）

共済者（共済団体）が共済契約にもとづき保障を開始する日をいいます。

■特約（とくやく）

主契約の保障内容を充実させるため、主契約に付帯し保障内容を充実させるものをいいます。単独で契約することはできません。

■払込猶予期間（はらいこみゆうよきかん）

第2回目以降の共済掛金の払い込みについて、猶予される期間のことをいいます。

■被共済者（ひきょうさいしゃ）

生命共済契約においては、その人の生死などが保障の対象とされる人をいいます。損害共済契約においては、事故によって負った損害等に関して共済金が支払われる対象となる人をいいます。

■返れい金（へんれいきん）

共済契約が解約された場合などに、共済契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

■満期（まんき）

共済契約の保障期間が満了する時のことをいいます。

■免責（めんせき）

共済事故が発生していても、一定の事由により、共済者（共済団体）が共済金の支払いを免れることをいいます。

■割戻金（わりもどしきん）

毎年の決算において剰余が生じた場合に、共済契約者に分配して支払われる（還元される）お金をいいます。

9 小誌の作成にご協力いただいた共済団体一覧

日本共済協会の正会員・賛助会員

〈正会員〉

全国共済農業協同組合連合会（JA 共済連）
全国共済水産業協同組合連合会（JF 共水連）
全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）
日本再共済生活協同組合連合会（日本再共済連）
日本コープ共済生活協同組合連合会（コープ共済連）
全国大学生協共済生活協同組合連合会（大学生協共済連）
全国生活協同組合連合会（全国生協連）
全国共済生活協同組合連合会（生協全共連）
全日本火災共済協同組合連合会（日火連）
全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）
全国自動車共済協同組合連合会（全自共）
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会（全労済協会）
共栄火災海上保険株式会社（共栄火災）

〈第Ⅰ種賛助会員〉

公益社団法人 全国農業共済協会（NOSAI 全国）

〈第Ⅱ種賛助会員〉

防衛省職員生活協同組合（防衛省生協）
神奈川県民共済生活協同組合（神奈川県民共済）
中小企業福祉共済協同組合連合会（中済連）

日本共済協会の正会員・賛助会員以外の団体

埼玉県民共済生活協同組合（埼玉県民共済）
全国電力生活協同組合連合会（全国電力生協連）
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（全国交運共済）
日本郵政グループ労働者共済生活協同組合（JP 共済生協）
電気通信産業労働者共済生活協同組合（電通共済生協）
全国森林関連産業労働者共済生活協同組合（森林労連共済）
全日本たばこ産業労働者共済生活協同組合（全たばこ生協）
全日本水道労働者共済生活協同組合（全水道共済）
全日本自治体労働者共済生活協同組合（自治労共済）
教職員共済生活協同組合（教職員共済）
全国郵便局長生活協同組合（全特生協組合）
全国酒販生活協同組合（全国酒販生協）
全国たばこ販売生活協同組合（全国たばこ販売生協）
全国町村職員生活協同組合（全国町村職員生協）
生活協同組合全国都市職員災害共済会（都市生協）
警察職員生活協同組合（警察職員生協）
生活協同組合全日本消防人共済会（全日本消防人共済会）
全国米穀販売事業共済協同組合（全米販）
日本食品衛生共済協同組合（日食共組）
公益財団法人 都道府県会館（都道府県会館災害共済部）
公益社団法人 全国市有物件災害共済会（市有物件）
一般財団法人 全国自治協会（自治協会）
公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構（全国公営住宅火災共済機構）
公益財団法人 特別区協議会（特別区協議会）
全国漁業共済組合連合会（漁済連）
日本漁船保険組合（漁船保険）

日本の共済事業 ファクトブック 2017

発行 一般社団法人 **日本共済協会**

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 23-1
ライラック三栄ビル 1F

TEL 03 (5368) 5751

FAX 03 (5368) 5760

<http://www.jcia.or.jp/>

2017年12月発行 印刷／音羽印刷（株）



一般社団法人 日本共済協会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町23-1 ライラック三栄ビル1F
TEL 03 (5368) 5751 FAX 03 (5368) 5760

<http://www.jcia.or.jp/>